

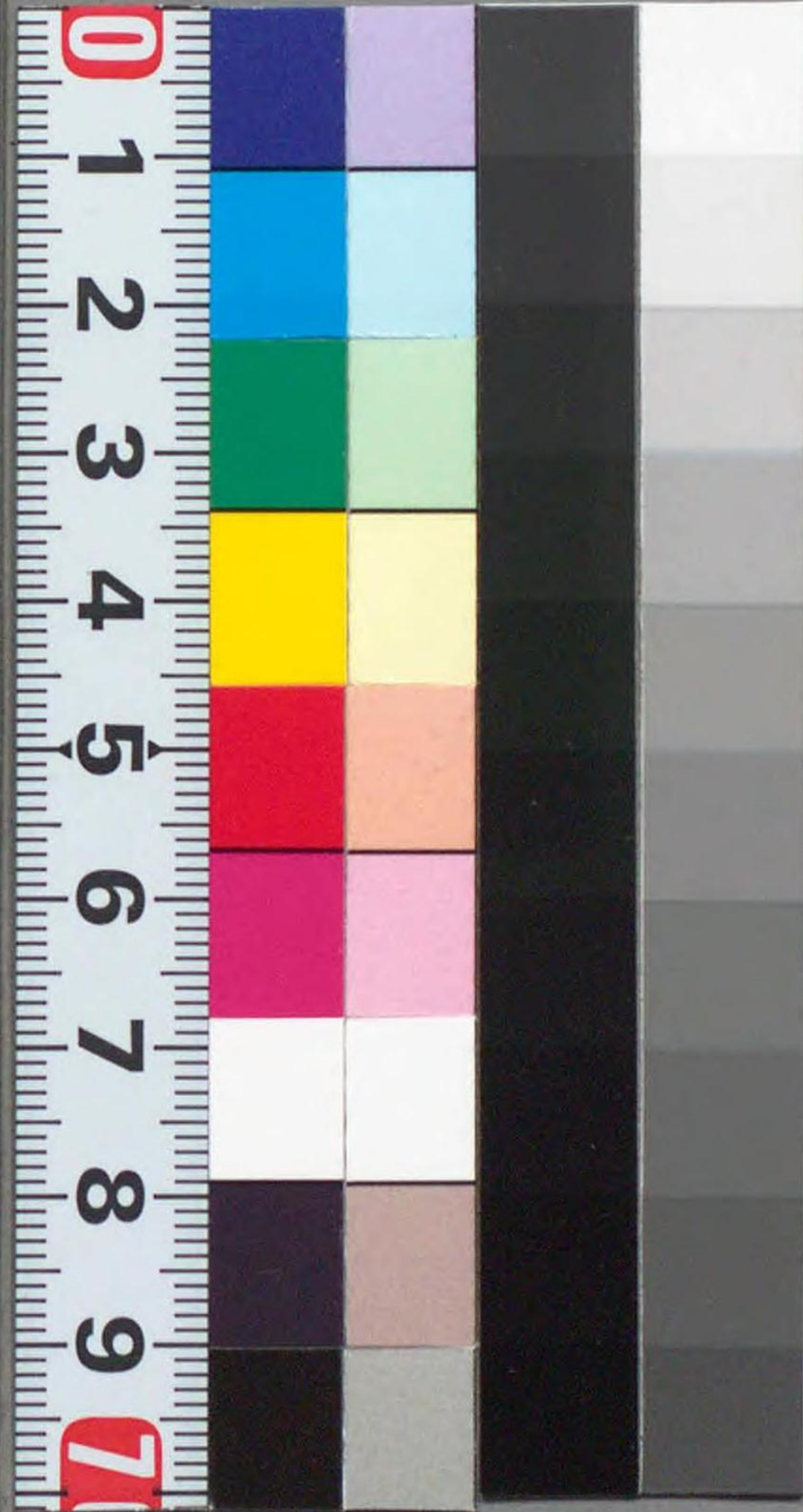
CZ-473-09



1200901599407

339

228



15.3.12

339-228

手貨
小物
荷貨
物車

規
程
全
集

大正
2. 6. 2
内交

Cz
473
09

貨物、貨車
手小荷物 規程全集 目次

第一 總則編

鐵道營業法……………一
 鐵道運輸規程……………一
 鐵道軍事供用令……………三三
 鐵道軍事輸送規程……………三七
 火藥類鐵道運送規程……………四五
 銃砲火藥類取締法……………四九

第二 大貨物編

大貨物等級及運賃表並連絡航路運賃……………五二
 大貨物運送取扱手續……………一〇
 大貨物運送取扱手續第二條の品名に關する件……………一四四

目次

噸の計算方法……………一四四

等級表に品名を記載せざる貨物取扱方の件……………一四五

貨物一口の解釋其他に關する件……………一六三

貨物の運送中止、返還其他の處分の請求ありたる場合に於ける取扱手續……………一六五

大貨物蒔蕪玉取扱に關する件……………一七〇

第一種生獸中牛馬にして順路驛行同種類のもの同一荷主託送の場合取扱方の件……………一七〇

長尺濶大なる貨物取扱方に關する件……………一七〇

三車跨貨物賃金計算に關する件……………一七一

一

鐵道運輸規程第九十五條の場合取扱方の件……………一七一

通常扱貨物一口中一箇五百斤以上及其他取扱方の件……………一七二

氷入鮮魚に關する件……………一七三

貨物通知書受授手續……………一七三

貨物通知書品名記載方の件……………一七四

噸扱貨物端數貨物通知書に記入省略の件……………一七五

級外品第一種生獸及第二危險品積載制限の件無蓋貨車使用覆布重量に關する件……………一七六

人糞其他汚穢なる肥料運送手續……………一七七

長大木材檢量規程……………一八一

東、中、西部管理局貨車及附屬品集配手續……………一九〇

同手續を九州管理局に施行の件……………二〇四

九州管理局は貨車及附屬品集配手續第十條第八號の報告不要の件……………二〇五

東、中、西部、九州管理局所屬貨車取扱手續……………二〇六

荷主指定の經由線路變更の場合取扱方の件……………二一九

貨車覆布取扱手續……………二二〇

貨車用綱取扱手續……………二二九

貨車用覆布修繕手續……………二三六

貨車用覆布記號に關する件……………二三九

貨車用覆布送狀に當務者印章捺捺方の件……………二五九

誤著大小貨物送付書及積殘大小貨物送付書使用手續……………一八三

貨物中繼簿使用手續……………一八四

緩急車積貨物受授簿使用手續……………一八五

大貨物等級及運賃表中運賃計算方其他第九適用に關する件……………一八六

長大貨車檢量方……………一八七

航路連絡貨物運賃料金計算方に關する件……………一八七

起重機使用料の件……………一八八

貨物收入金締切時間に關する件……………一八八

貨物に添付する無封の添狀又は送狀に關する件……………一八八

第三 貨車及附屬品編

貨車用覆布送狀封筒に關する件……………二四〇

貨車車票取扱方……………二四一

建設用土運車空にて廻送の場合取扱方の件……………二四九

貨車車票の經由驛名記載方の件……………二五〇

車票面記載の摺附木品種區別の件……………二五〇

貨車車票使用方の件……………二五一

浦鹽連絡貨物積載貨車に特種車票使用の件……………二五一

冷蔵車取扱手續……………二五二

東、中、西部管理局管内貨車使用の件……………二五三

貨車使用方連帶會社線と相互に適用の件……………二五六

北海道管理局米子出張所管内貨車使用方の件……………二五六

九州管理局管内貨車使用の件……………二五八

九州管理局所屬貨車本州線内使用方の件……………二六〇

新橋著貨物に對し「ボギー」車使用に關する件……………二六〇

生石灰木製有蓋貨車にて運送する場合及其他取扱方の件……………二六一

生石灰積載木製有蓋貨車を兩毛線内混合貨車に限り聯結輸送方の件……………二六二

果物又は蔬菜積に魚車使用の件……………二六三

家具車減噸取扱の件……………二六四

鋼製無蓋貨車神戸以西にて荷積の都合

に依り減噸の件……………二六四

七尾、房總貨車容積算出方の件……………二六四

東部管理局所屬九噸石炭車使用方の件……………二六五

東部管理局所屬鐵製石炭車噸數に關する件……………二六五

「ボギー」無蓋貨車積載噸數の件……………二六六

長尺鋼製無蓋貨車の件……………二六七

貨車封印規程……………二六八

客貨車自重の換算方の件……………二七一

中繼貨車著發手帳及貨車連結順序帳記入方の件……………二七一

貨車連結順序帳及中繼貨車著發手帳備付驛指定……………二七二

貨物運送日報記入手續並取扱力……………二七七

貨車著發成績及配給簿様式並記入方の件……………二八〇

貨車著發成績旬報及列車組立驛接續驛に於ける中繼貨車成績旬報調製方の件……………二八三

第四 手小荷物編

託送手荷物、小荷物、死體、貴重品、小動物運賃保管料及其取扱手續……………二八七

手小荷物特別配達の件……………二九七

手小荷物其他運賃、保管料及其取扱手續第二十七條解釋の件……………二九七

火葬遺骨の保管料に關する件……………二九八

易損品及嵩高品の區別等に關する件……………二九八

手小荷物取扱細則……………三〇〇

手小荷物用驛名札取扱手續……………三二九

手荷物「チエツキ」取扱手續……………三三四

連帶線所屬金屬製「チエツキ」辨償金廢止の件……………三五六

船車連絡用「チエツキ」使用方の件……………三五六

荷物引換證、船荷證券及紙製「チエツキ」處理方の件……………三五六

紙製「チエツキ」客持の部分に著驛名記入の件……………三五七

託送手荷物の無賃輸送取扱方に就て……………三五七

手小荷物特別配達揭示に關する件……………三五八

特別配達荷物取扱方の件……………三五九

手小荷物及貴重品切符取扱方の件……………三六〇

院線特別急行列車と鮮滿急行列車との間に連絡すべき手小荷物取扱方の件……………三六一

手小荷物配達に關し内國通運會社と契約の件……………三六六

配達不能荷物配達賃支拂方の件……………三七〇

特別配達荷物切符並授受證記入方に關する件……………三七二

引渡を爲し得ざる小荷物處理方の件……………三七二

手小荷物授受證取扱手續……………三七二

新聞紙雜誌特別運送取扱手續……………三七六

新聞紙雜誌特別運送規程……………三七八

特別運送規程に依る新聞紙雜誌連帶輸送の件……………三八二

普通賃證票扱新聞紙雜誌運送規程……………三八三

朝鮮行新聞紙雜誌取扱方の件……………三八六

南滿州鐵道線新行聞紙雜誌取扱方の件……………三八六

新聞紙雜誌特別運送證票下付に對する賃金前納に際し厘位を生じたる時取扱方の件……………三八七

原動機を裝置したる自轉車取扱方の件……………三八七

自轉車車臺運賃の件……………三八八

時計付自轉車取扱方の件……………三八九

通箱付自轉車取扱方の件……………三八九

特種三輪自轉車取扱方の件……………三九〇

小兒用三輪自轉車取扱方の件……………三九〇

囚人死體を帝國大學醫學專門學校へ發送の場合取扱方の件……………三九一

大藏省造幣局託送金銀貨取扱方の件……………三九二

中央金庫及大阪金庫託送金銀及白銅貨取扱方の件……………三九二

大阪本金庫託送金銀貨取扱方の件……………三九三

日本銀行託送貴重品取扱方の件……………三九四

金銀貨幣貸切輸送賃金取扱方の件……………三九五

臺灣銀行託送貴重品取扱方の件……………三九六

日本郵船會社託送金銀貨及金銀塊取扱方の件……………三九六

内國通運會社託送白銅貨其他取扱方の件……………三九八

犬の運送取扱方の件……………三九九

陸軍電信教導大隊託送軍用傳書鳩輸送方の件……………三九九

第五 雜則編

速達便扱貨物取扱手續……………四〇五

北海道連絡速達便貨物荷札に關する件……………四一〇

院用物品運送手續……………四一一

院用品運賃其他の件……………四一三

連絡船に於ける作業品以外の院用品運賃……………四一四

院用品賃金中に火藥類及級外品第二種危險品を含まざるの件……………四一六

建設部所屬土運車廻送賃金に關する件……………四一六

臨時列車にて運搬する改良用品運賃の……………七

件……………四一七

連帶運輸取扱手續……………四一八

連帶車輛料金並運用に關する件……………四二一

連帶線に於ける手荷物配達方の件……………四二七

到著貨物立會監査手續……………四二八

貸取扱貨物過積若くは混載の場合に於ける賃金追徴規程……………四三〇

二車に跨る貨物積載車其他聯結手續……………四三三

事故調査並損害賠償規程……………四三七

關稅法……………四五〇

目次終

貨物、貨車、手小荷物規程全集

鐵道講習會編纂

第一 總則編

鐵道營業法

明治三十三年三月 法律第六五號

改正 四十二年 法律第五〇號

第一章 鐵道の設備及運送

第一條 鐵道の建設、車輛器具の構造及運轉は命令を以て定むる規程に依るべし

第二條 本法其の他特別の法令に規定するものゝ外鐵道運送に關する特別の事項は鐵道運輸規程の定むる所に依る

鐵道運輸規程は命令を以て之を定む

第三條 運賃の増加及運送取扱條件の變更は關係停車場に二週間以上公告したる後に非ざれば之を實施することを得ず

鐵道營業法

第四條 傳染病患者は主務大臣の定むる規程に依るに非ざれば乗車せしむることを得ず
 附添人なき重病者の乗車は之を拒絶することを得

第五條 火藥其の他爆發質危険品は鐵道が其の運送取扱の公告を爲したる場合の外其の運送を拒絶することを得

第六條 鐵道は左の事項を具備したる場合に於て貨物の運送を拒絶することを得ず

- 一 荷送人が法令其の他鐵道運送に關する規定を遵守するとき
 - 二 貨物の運送に付特別なる責務の條件を荷送人より求めざるとき
 - 三 運送が法令の規定又は公の秩序若は善良の風俗に反せざるとき
 - 四 貨物が成規に依り其の線路に於ける運送に適するとき
 - 五 天災事變其の他已むを得ざる事由に基因したる運送上の支障なきとき
- 前項の規定は旅客運送に之を準用す

第七條 運送に付特別の設備を要する貨物に關しては鐵道は其の設備ある場合に限り之を引受くるの義務を負ふ

第八條 鐵道は直に運送を爲し得べき場合に限り貨物を受取るべき義務を負ふ

第九條 貨物は運送の爲受取りたる順序に依り之を運送変更することを要す但し運輸上正當の事由若は公益上の必要あるときは此の限に在らず

第十條 鐵道は貨物の種類及性質を明告すべきことを荷送人に求むることを得若し其の種類及性質に付疑あるときは荷送人の立會を以て之を點檢することを得
 點檢に因り貨物の種類及性質が荷送人の明告したる所と異ならざる場合に限り鐵道は點檢に關する費用を負擔し且之が爲生じたる損害を賠償するの責に任ず
 前二項の規定は火藥其の他爆發質危険品を成規に反し手荷物中に收納したる疑ある場合に之を準用す

第十一條 貨幣、有價證券其の他高價品に付ては荷送人が運送委託の際其の物品の種類、性質及價格を明告し且増賃金を支拂ひたる場合の外鐵道は損害賠償の責に任せず但し鐵道が増賃金の支拂を請求せざるに因り荷送人に於て其の支拂を爲さざるときは此の限にあらず前項増賃金の割合は鐵道運輸規程の定むる所に依る

第十二條 牛馬其の他の獸類に付ては荷送人が運送委託の際價格を明告せざるとき又は明告するも鐵道運輸規程により鐵道の請求する増賃金を支拂はざるときは其の損害に付鐵

道は鐵道運輸規程に定むる最高金額迄を限り賠償の責に任す
前項賠償金額の制限は惡意又は重大なる過失に因り損害を生じたる場合には之を適用せ
ず

第十三條 惡意又は重大なる過失に因らざる手荷物の滅失、毀損に付ては鐵道は鐵道運輸
規程に定むる最高金額迄を限り損害賠償の責に任す

第十三條の二 荷受人及荷送人を確知すること能はざる運送品は主務大臣の定むる所によ
り公告を爲したる後六ヶ月内に其權利者を知ること能はざる場合に於ては鐵道其所有權
を取得す託送手荷物及一時預り品に付亦同じ

第十四條 運賃償還の債權は一年間之を行はざるときは時効に因りて消滅す

第十五條 旅客は營業上別段の定ある場合の外運賃を支拂ひ乗車券を受くるに非ざれば乗
車することを得ず

乗車券を有する者は列車中座席の存在する場合に限り乗車することを得

第十六條 旅客が乗車前旅行を止めたるときは鐵道運輸規程の定むる所に依り運賃の拂戻
を請求することを得乗車後旅行を中止したるときは運賃の拂戻を請求することを得ず

第十七條 天災事變其他已むを得ざる事由に因り運送に著手し又は之を繼續すること能は
ざるに至りたるときは旅客及荷送人は契約の解除を爲すことを得此の場合に於て鐵道は
既に爲したる運送の割合に應じ運賃其の他の費用を請求することを得

第十八條 旅客は鐵道係員の請求ありたるときは何時にても乗車券を呈示し検査を受くべ
し

有效の乗車券を所持せず又は乗車券の検査を拒み又は取集の際之を渡さざる者は鐵道運
輸規程の定むる所に依り割増賃金を支拂ふべし

前項の場合に於て乗車停車場不明なるときは其の列車の出發停車場より運賃を計算す
乗車等級不明なるときは其列車の最優等級に依り運賃を計算す

第二章 鐵道係員

第十九條 鐵道係員の職制は命令を以て之を定む

第二十條 私設鐵道は鐵道係員の服務規程を定め主務大臣の認可を受くることを要す

第二十一條 主務大臣は鐵道係員たるに要する資格を定むることを得

第二十二條 旅客及公衆に對する職務を行ふ鐵道係員は一定の制服を著すべし

第二十三條 私設鐵道係員は職務上の義務に違背し若は職務を怠り又は失行ありたるときは懲戒を受く

會社は懲戒に關する規程を定め主務大臣の認可を受くべし

懲戒を爲すべき場合に於て會社之を爲さざるときは主務大臣に於て懲戒を爲すことを得

第二十四條 鐵道係員職務取扱中旅客若は公衆に對し失行ありたるときは三十圓以下の罰金又は科料に處す

第二十五條 鐵道係員職務上の義務に違背し又は職務を怠り旅客若は公衆に危害を醸すの虞ある所爲ありたるときは三月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

第二十六條 鐵道係員旅客を強ひて定員を超へ車中に乗込ましたるときは三十圓以下の罰金又は科料に處す

第二十七條 鐵道係員旅客又は荷送人若は荷受人と通謀し運賃の一部若は全部を免れしめたるときは三年以下の懲役に處す

第二十八條 鐵道係員道路踏切の開通を怠り又は故なく車輛其の他の器具を踏切に留置し因て往來を妨害したるときは三十圓以下の罰金又は科料に處す

第三章 旅客及公衆

第二十九條 鐵道係員の許諾を受けずして左の所爲を爲したる者は五拾圓以下の罰金又は科料に處す

一 有效の乗車券なくして乗車したるとき

二 乗車券に指示したるものより優等の車に乗りたるるとき

三 乗車券に指示したる停車場に於て下車せざるとき

第三十條 運送品の種類若は性質を詐稱し又は運賃を免るゝの目的を以て詐偽の所爲を爲したる者は三月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

第三十條の二 前二條の所爲は鐵道の告訴を待て其罪を論ず

第三十一條 鐵道運送に關する法令に背き火藥類其の他爆發質危険品を託送し又は車中に携帯したる者は五拾圓以下の罰金又は科料に處す

第三十二條 列車警報機を濫用したる者は五拾圓以下の罰金又は科料に處す

第三十三條 旅客左の所爲を爲したるときは參拾圓以下の罰金又は科料に處す

一 列車運轉中乗降したるとき

二 列車運轉中車輛の側面に在る車扉を開きたるとき

三 列車中旅客乗用に供せざる箇所に乗らるとき

第三十四條 制止を肯せずして左の所爲を爲したる者は拾圓以下の科料に處す

一 停車場其他鐵道地内吸煙禁止の場所及吸煙禁止の車内に於て吸煙したるとき

二 婦人の爲に設けたる待合室及車室等に男子妄に立入りたるとき

第三十五條 鐵道係員の許諾を受けずして車内、停車場其他鐵道地内に於て旅客又は公衆に對し寄附を請ひ、物品の購買を求め、物品を配付し其他演說勸誘等の所爲を爲したる者は科料に處す

第三十六條 車輛、停車場其他鐵道地内の標識揭示を改竄、毀棄、撤去し又は燈火を滅し又は其用を失はしめたる者は五拾圓以下の罰金又は科料に處す

信號機を改竄、毀棄、撤去したる者は三年以下の懲役に處す

第三十七條 停車場其他鐵道地内に妄に立入りたる者は拾圓以下の科料に處す

第三十八條 暴行脅迫を以て鐵道係員の職務の執行を妨害したる者は一年以下の懲役に處す

第三十九條 車内、停車場其他鐵道地内に於て發砲したる者は參拾圓以下の罰金又は科料に處す

第四十條 列車に向て瓦石類を投擲したる者は拾圓以下の科料に處す

第四十一條 第四條の規定に違反し傳染病患者を乗車せしめたる者は百圓以下の罰金又は科料に處す傳染病患者其の病症を隠蔽して乗車したるとき亦同じ

前項の場合に於て途中下車せしめたるるときと雖既に支拂ひたる運賃は之を還付せず

第四十二條 左の場合に於て鐵道係員は旅客及公衆を車外又は鐵道地外に退去せしむることを得

一 有効の乗車券を所持せず又は検査を拒み運賃の支拂を肯ぜざるとき

二 第三十三條第三號の罪を犯し鐵道係員の制止を肯ぜざるとき又は第三十四條の罪を犯したるとき

三 第三十五條、第三十七條の罪を犯したるとき

四 其他車内に於ける秩序を紊るの所爲ありたるとき前項の場合に於て既に支拂ひたる運賃は之を還付せず

第四十三條 前諸條の犯罪及鐵道保安に關する犯罪にして罰金拘留又は科料の刑に該るべき罪の現行犯ありたるとき被告人が其の住所氏名を分明に告知せず又は逃亡の虞あるときは鐵道係員は司法警察官に之を引致することを得

附則

第四十四條 本法は私設鐵道法に依らざる私設鐵道には之を適用せず

第四十五條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

鐵道略則、鐵道犯罪例、明治十六年七月第二十三號布告は之を廢止す

鐵道營業法施行の件

明治三十三年八月十日
勅令第三三〇號

私設鐵道法及鐵道營業法は明治三十三年十月一日より之を施行す

鐵道運輸規程

明治三十三年八月十日
遞信省令第三六號

改四十二年
閣令第四號

第一章 總則

第一條 鐵道係員は運輸上の安全便益を旨とし旅客及公衆に對し懇切に其職務を行ふべし

第二條 旅客及公衆は鐵道係員の職務上の指圖に従ふべし

第三條 鐵道は主要なる停車場に申告簿を備置くことを要す

第四條 旅客貨物の取扱に關し鐵道の處置に不當の廉ありと認むる者は前條の申告簿に記載し抗告を爲すことを得

申告簿に依り抗告を爲す者は事實を詳記し其の住所を記し署名することを要す

鐵道は氏名住所を明示したる抗告に付ては遲滯なく辯明を與ふべし

第五條 停車場には見易き場所に驛名を明示し其他旅客の指導たるべき標示を爲すべし

第六條 停車場には旅客及貨物の運賃表、列車時刻表其他運輸上必要なる諸表規則等を備置くべし

第七條 停車場には旅客及貨物の運送に必要な事項及鐵道の取締に關する法令其他の

條項を摘要して之を揭示すへし

第八條 效用を失ひたる諸揭示類は即時に之を撤去すべし

第九條 停車場には時計を備付け正確に時刻を齊正すべし

第二章 旅客運送

第十條 停車場には見易き場所に當該停車場よりの列車出發時刻及終著驛名並適宜連絡列車の終著驛名を揭示すべし

第十一條 停車場には當該線路に於ける列車時刻表、運賃表及必要に應し他の關係線路に於ける時刻表及運賃表の摘要を揭示すべし

前項の時刻表には列車に聯結する客車の等級及種類を表示すべし

第十二條 停車場には見易き場所に當該停車場よりの旅客運賃表を揭示すべし

第十三條 四年未滿の小兒は無賃、滿四年以上十二年未滿の小兒は半賃金を以て運送すべし

第十四條 乗車券には通用區間及期限客車の等級、運賃額、並に發行の日附を記載すべし

特種及臨時發行の乗車券に在りては前項の記載事項を省略することを得

第十五條 停車場に於ては少くとも列車の出發時刻十五分前に乗車券の賣出を開始すべし

交通頻繁なる停車場に於ては少くとも一時間前に之を開始すべし出札は列車出發時刻五分前迄は之を停止することを得ず

改札口は同一分前迄は之を閉鎖することを得ず

第十六條 鐵道は旅客に對し運賃金額正算拂渡を請求すること得

第十七條 旅客は改札前に在りては其の買受けたる乗車券を他級の乗車券と交換し又は之を返還して運賃の拂戻を請求することを得但し運賃拂戻の請求は乗車券發行の當日に限る

乗車券相當の座席なき場合に於て鐵道係員が優等車に一時便乗の取扱を爲さざるときは旅客は選擇に依り旅行を止め又は劣等車に移乗して運賃の全額又は差額の拂戻を請求することを得但し此の場合に於ては直に鐵道係員に申告することを得ず

前二項の場合の外旅客は乗車券を返還し運賃の拂戻を受け又は劣等車に乗換の請求を爲すことを得ず

改札後と雖座席の餘裕あるときは旅客は何時にても運賃差額を支拂ひ優等車へ乗換の請求を爲すことを得

第十八條 乗車券は其の通用區間中何れの部分に付ても之を使用することを得但し特種の列車に付監督官廳の認可を得て別段の定を爲したるときは此の限に在らず
前項の規定は乘繼驛限定の效を妨げず

第十九條 天災事變其他已むを得ざる事由に因り列車の運轉を中斷したるときは旅客に對し相當の便宜を與へ及保護を爲すべし

前項の場合に於て旅客の請求あるときは既に通過せる線路に對する運賃を控除し殘額の拂戻を爲し且出發停車場へ無賃送還すべし

第二十條 列車遲延の爲相當の時間中に接續する列車に乗車することを得ざるときは連絡乗車券を有する旅客に限り其の請求に因り無賃にて出發停車場（途中下車せるときは其の最近下車停車場）に送還し出發停車場よりの運賃（途中下車せるときは其の最近下車停車場と出發停車場との間に對する運賃を控除し殘額）を拂戻すべし但し旅客が次回の返り列車を以て中斷なく復歸するときに限る

第二十一條 旅客が任意に劣等車に便乗したるときは運賃差額の拂戻を請求することを得ず

第二十二條 事故の爲列車發著の遲延、運轉の中斷等ありたるときは關係停車場に遲滯なく之が揭示を爲すべし

第二十三條 乗車券を所持せず又は無效の乗車券を以て乗車し若くは検査の際乗車券の呈示を拒み又は取集の際之を渡さざる旅客に對し鐵道は普通運賃二倍以内の割増運賃を請求することを得

乗車券を買受くるの暇なく鐵道係員の許諾を得て乗車したる旅客に對し鐵道は二十錢以内の増拂を請求することを得

割増運賃又は増拂の支拂を受けたるときは之に對する證券を交付すべし

第二十四條 列車出發時刻五分前に至るときは鐵道係員は鳴鈴其他便宜の方法にて發車の注意を與ふべし

第二十五條 列車は揭示時刻表に示されたる時刻前に出發せしむることを得ず
揭示時刻表に掲げたる列車の運轉は天災事變其他已むを得ざる事由に基因したる運送上

の支障あるとき若は之を豫知したるときの外休止することを得ず

第二十六條 鐵道係員は旅客の請求あるときは座席を指定すべし

必要と認むるときは旅客の請求なき場合と雖座席の指定を爲すことを得
旅客乗車中座席を離れ特に之を占置かざるときは他人之を占取するも異議を述ぶること
を得ず

第二十七條 囚徒を乗車せしむるときは普通旅客と之を區別すべし

第二十八條 列車出發の合圖ありたる後は旅客は乗車することを得ず

出發時刻に後れたる爲發行當日限り通用の乗車券の效用を失ふに至りたるときは其の翌
日内に限り該乗車券を以て目的地に向ひ發する列車に乗車することを得但し乗後れの際
遲滯なく其の乗車券を鐵道係員に提出し有效の證明を受けたるときに限る

特に列車を指定したる乗車券の通用期限は前項の規定に依りて延長せらるることなし

第二十九條 旅客は同乗者に迷惑を及ぼす風體、行爲を爲すべからず

車扉に凭り又は肢體を車外に出だすべからず

車窓の器具、裝飾物を汚損せざる様注意を爲すべし

燐寸の燃差、煙草の吸殻及唾等を唾壺の外に投すべからず線路係員、通行人等に危険を
與ふるの虞ある物品は猥に之を投棄すべからず

第三十條 途中客車に不足を生じたるときは遲滯なく之が補充の準備を爲すべし

第三十一條 列車が停車場に到着したるときは鐵道係員は停車場の名稱、乗換あるときは
其の旨並停車時間五分以上あるときは其の時間を喚呼すべし

鐵道係員は停車場に下車する旅客の爲速に車扉を開くべし列車が停車場外に於て停止す
るときは縱令長時間に涉ると雖鐵道係員の許諾を得るに非ざれば下車することを得ず

第三十二條 三時間に少くとも一回五分以上停車せざる列車には各客車に便所の備あるこ
とを要す

第三十三條 旅客自ら携帶し得る物品にして座席を塞がず且不潔、臭氣等の爲同乗車に迷
惑を及ぼさざるものは客車内に持込むことを得

前項の物品に對しては旅客自ら保管の責に任ずるものとす

第三十四條 犬其他の動物は客車内に携伴することを得ず

第三十五條 携帶制限を越ゆる火藥及危害を他に及ぼすべき虞ある物品は客車内に持込む

ことを得ず

第三章 託送手荷物

第三十六條 旅客が其の旅行に必要な物品は手荷物として之を託送することを得但し貨幣、有價證券其他の高價品及動物は此の限に在らず

特種の列車に付ては監督官廳の認可を得て手荷物の運送を取扱はざることを得

第三十七條 火藥類及危害を他に及ぼすべき虞ある物品、臭氣を發し若は不潔なる物品及容積重量過大なる物品は手荷物として託送することを得ず

第三十八條 鐵道は旅客一人に付少くとも三十斤迄の手荷物を無賃にて運送するの便を與ふべし

半賃金にて運送する小兒の無賃手荷物斤量は前記斤量の半を以て制限とす
割引乗車券を以て乗車する旅客の手荷物に付ては監督官廳の認可を得て前二項の規定に依らざることを得

第三十九條 斤量に依り運賃を定めざる特定物品は小荷物として託送の手續を爲すべし

前項の物品に付ては鐵道は其種類及運賃を特定して監督官廳の認可を得之を停車場に掲示することを要す

第四十條 託送手荷物は物品の散逸せざる様鎖錠緊束し紛らはしき他の運送標記等を附著すべからず

第四十一條 手荷物を託送する者は第十五條に規定する乗車券賣出時間内に其の手續を爲すべし但し列車出發時刻より少くとも五分前に之が手續を爲さざるときは次回の列車を以て運送せらるゝも故障を述べることを得ず

第四十二條 手荷物を託送する者は其の乗車券を鐵道係員に呈示すべし

第四十三條 手荷物の託送を受けたるときは引換の符票を交付し之と引換に引渡を爲すものとす

第四十四條 手荷物受取の際前條引換の符票を所持せざるときは其の受取るべき權利あることを證明し又は相當の擔保を供するに非ざれば之が引渡を請求することを得ず

第四十五條 託送手荷物は其の到達停車場に於て之が引渡を爲すべきものとす但し時間其他取扱に差支なきときは旅客の請求に應じ中間停車場に於ても之が引渡を爲すべし

前項但書の場合に於ては旅客は豫め鐵道係員に乘車券を呈示し引渡の請求を爲すべし
第一項但書の場合に於ては手荷物運賃の拂戻を請求することを得ず

第四十六條 第十九條及第二十條の場合に於て旅客を送還するときは該旅客の託送せる手
荷物は旅客と共に之を無償送還すべし此の場合に於て手荷物運賃の償還は旅客運賃の例
に依る

第四十七條 手荷物到達後二十四時間内に引取らざるときは保管料を請求することを得

前項の保管料は監督官廳の認可を得且運賃表に附記して停車場に掲示することを要す

第四十八條 鐵道は悪意又は重大なる過失に因らざる手荷物の滅失又は毀損に付ては旅客
一人に對し價格百圓以内に限り損害賠償の責に任ずるものとす

第四十九條 紛失手荷物に對し賠償を爲したる後豫め請求ありたる場合に於ては其の手荷
物を發見したるとき速に旅客に之を通知することを要す

前項の通知を受けたるときは三十日以内に賠償金を還付し手荷物到達地又は託送地迄無
料にて該手荷物の送付返還を請求することを得

旅客が本條の請求を爲さむとするときは賠償金領收の際書面を以て之が豫告を爲すこと
を要す

第四章 小荷物(小貨物)運送

第五十條 手荷物車を以て運送するに適する貨物は小荷物として旅客列車(混合列車亦同
じ)を以て運送の便を開くべし

第三十六條第二項の規定は小荷物に之を準用す

第五十一條 第三十九條の物品は旅客の請求に因り旅客と同一列車を以て運送すべし

第五十二條 行商人及呼賣商人の携帶する商品は其の請求に因り小荷物として旅客と同一
列車を以て運送すべし

第五十三條 小荷物を託送せむとする者は列車出發時刻より少くとも二十分前迄に其の手
續を爲すべし

但し第五十一條及第五十二條の小荷物に付ては第四十一條の規定を準用す

第五十四條 第三十七條、第四十條、第四十三條及第四十四條の規定は小荷物の運送に之
を準用す

第五十五條 第四十二條、第四十五條乃至第四十七條の規定は第五十一條及第五十二條の小荷物に之を準用す

第五十六條 小荷物の運送には本章に別段の定ある場合を除く外第八章の規定を準用す

第五章 死體運送

第五十七條 死體を託送せむとする者は列車始發停車場に於ては其出發時刻より少くとも六時間前迄に、中間停車場に於ては同時刻より少くとも十二時間前迄に其申込を爲すべし

第五十八條 死體は堅固なる棺槨に納め密塞すべし

第五十九條 死體を託送せむとする者は死亡證書を呈示し且運送狀に其寫を添へ差出すべし

第六十條 死體の運送には託送人に於て附添人を附すべし

第六十一條 死體は手荷物車又は有蓋貨車を以て運送するものとす但し特約に因り特別車を用ふる場合は此の限に在らず

第六十二條 死體は他の荷物と離隔搭載すべし

飲食物及其原料等は死體と同一車中に共載することを得ず

第六十三條 死體搭載の車輛は託送人の請求ある場合の外旅客列車(混合列車亦同じ)に聯結すべし

死體は成るべく到達停車場迄直通する列車を以て運送すべし又已むを得ざる場合の外運送中之を轉載することを得ず

第六十四條 死體は到達後速に之を引取るべし若し六時間内に引取らざるときは鐵道は所轄警察官署に之を届出づべし

第六章 貴重品運送

第六十五條 金銀貨並貴金屬、紙幣、郵便切手、同葉書、印紙、有價證券、寶玉石等貴重品の運送に付請求する増賃金は左の割合を超過すべからず

- 一 二十五哩未満 價格金百圓に付(金百圓未滿亦同じ) 金 拾 錢
- 一 二十五哩以上五十哩未滿 同 金 拾 五 錢

一 五十哩以上百哩未満 價格金百圓に付(金百圓未滿亦同じ) 金 貳拾錢

一 百哩以上二百哩未滿 同 金 貳拾五錢

一 二百哩以上は二百哩を増す毎に同 金 五錢

前項の規定に準據し増賃金の割合を定むるときは監督官廳に届出づべし

増賃金は停車場中見易き場所に掲示することを要す

第六十六條 前條に明記したる品目の外貴重品の品目を定めむとするときは監督官廳の認可を受くべし

貴重品の品目は停車場見易き場所に掲示すべし

第六十七條 貴重品は嚴重に包装封印し列車出發時刻より少くとも三十分前迄に託送の手續を爲すべし

貴重品託送者は運送狀を差出すべし

増賃金の支拂に對しては受領書を交付すべし

第六十八條 貴重品の運送は特に定めたる列車に限ることを得此の場合に於ては豫め其の旨を停車場に掲示することを要す

第六十九條 貴重品の運送には本章に別段の定ある場合を除く外第八章の規定を準用す

第七章 動物運送

第七十條 手荷物車を以て運送するに適する小動物は旅客列車(混合列車亦同じ)を以て運送の便を開くべし

第七十一條 旅客の携帯する小動物は旅客の請求に因り旅客と同一列車を以て運送すべし

第七十二條 小動物は其の到達停車場に於て即時に之が引取を爲すべし之が引取を爲さざるときは鐵道は之を飼養するの義務なし

第七十三條 旅客の携帯する犬を除く外小動物は逸出の虞なき様籠、網若くは箱等に納れ託送すべし

第七十四條 旅客列車(混合列車亦同じ)に依る小動物の運送に付ては前各條に定ある場合を除く外小荷物運送に關する規定を準用す

第七十五條 鐵道は動物の運送に付附添人を請求することを得
附添人の乗車賃は下等旅客運賃の定額を超過することを得ず

附添人は動物を監視し驛長の認諾を受くるに非ざれば他車に轉乘することを得ず
附添人は藁、枯草等燃え易き物品あるときは喫煙具及發火し易き物品を車中に携帯する
ことを得ず

第七十六條 猛獸を託送せむとする者は逸走其の他危害防止の爲充分なる羈絆を施すべし

第七十七條 動物を託送せむとする者は豫め其の申込を爲し列車出發時刻より少くとも一
時間前迄に之を停車場に送致すべし

鐵道が動物運送列車を定めて公告したるときは託送人は前項の申込を爲すことを要せず

第七十八條 動物の積卸は鐵道の請求あるときは託送人、受取人に於て之を擔當し且之に
要する材料を準備すべし

第七十九條 小動物の外動物は到達の通知を受けたる後速に之が引取を爲すべし之が取引
を爲さざるときは鐵道は之を飼養するの義務なし

第八十條 託送の際價格を明示し鐵道の請求に因り増賃金を支拂ひたる場合の外鐵道の惡
意又は重大なる過失に因らざる獸類の紛失損傷に付ては左に掲ぐる金額以内に限り賠償
を請求することを得

一馬	一頭に付金	七拾圓	一乳牛	一頭に付金	百圓
一牛	同	金參拾圓	一犢	同	金拾圓
一羊	同	金拾圓	一豚	同	金五圓
一山羊	同	金拾圓	一其他の獸類	同	金五圓

第八十一條 託送の際明告せられたる價格前條制限額を越ゆるときは鐵道は其の超過額に
對し左に掲ぐる割合以内にて於て増賃金を請求することを得

一五十哩未滿	價格金拾圓に付 <small>(金拾圓未滿亦同じ)</small>	金拾錢
一五十哩以上百哩未滿	同	金拾五錢
一百哩以上二百哩未滿	同	金貳拾錢
二百哩以上は二百哩を増す毎に	同	金五錢

前項の規定に準據し増賃金を定むるときは監督官廳に届出づべし

増賃金は停車場中見易き場所に掲示することを要す

第八十二條 動物の運送には本章に別段の定ある場合を除く外第八章の規程を準用す

第八章 大荷物(大貨物)運送

第八十三條 鐵道が直に運送を爲すことを得ざる場合に於て特約を以て發送迄保管の爲貨物の引渡を受けたるときは運送狀に特約の條件を明記することを要す

荷送人は鐵道の承諾を得て停車場其の他の鐵道地内に自己の責任を以て發送迄一時貨物を留置することを得此の場合に於ては鐵道は相當の留置料を請求することを得

第八十四條 貨物を託送せむとする者は貨物取扱時間内に運送狀を添へ其手續を爲すべし

第八十五條 運送狀には左の事項を掲ぐることを要す

- 一 運送狀作成の地及年月日
- 二 發送停車場の名稱
- 三 到達停車場及所屬鐵道名
- 四 届先、荷受人の氏名又は商號及住所
- 五 貨物の品名、重量又は容積及其の荷造の種類、箇數並記號
- 六 價格を明告すべきときは其價格

七 運送使の種類

八 運賃の支拂方法

九 貨物引換證請求の有無

十 特約の條件あるときは其事項

十一 荷送人の氏名又は商號及住所

第八十六條 鐵道は運送狀の式紙を停車場に備置き荷送人の使用に供すべし

第八十七條 託送の際荷送人の請求あるときは鐵道は運送狀の謄本を交付すべし此の場合に於ては金五錢以内の手數料を請求することを得

第八十八條 鐵道は貨物の運送を引受けたるときは運送狀に其の受付番號を記入すべし

第八十九條 貨物引換證には左の事項を掲ぐることを要す

- 一 貨物引換證作成の地及年月日
- 二 第八十五條第二號乃至第八號第十號及第十一號に掲げたる事項
- 三 第八十八條の受付番號
- 四 運賃、増賃金、料金の額及其の受否

第九十條 荷送人は貨物の性質に依り運送中の減量又は毀損を防ぐに必要な荷造を爲すべし

貨物には各箇に箇數、記號、宛名等を明瞭に其の外面に標記し他物と取違はざる様注意を爲すべし且成るべく到達停車場名を附記すべし

第九十一條 貨主が貨物の積卸を爲すべき場合に於ては貨物取扱時間内に之を爲すべし

貸切貨車に付ては鐵道は之が準備を爲し積卸時間を定め貨主に通知すべし

貨主が前項の期間内に積卸を爲さざるときは其の遲滞に對し鐵道は監督官廳の認可を得たる車輛留置料を請求することを得

第九十二條 一箇の重量五百斤以上若は其の才積三十才以上の貨物及二車以上に跨る長大なる貨物の積卸は貨主の負擔とす

第九十三條 貨主が積卸を負擔する場合に於て鐵道所屬の器具を使用するときは鐵道は監督官廳の認可を得たる料金を請求することを得

第九十四條 貨物の運賃其の他運送の爲受くる料金は鐵道の認諾あるときの外貨物託送の際に之を支拂ふべし運賃金額を確定することを得ざるときは鐵道は概算拂を請求するこ

とを得

第九十五條 錠鎖保護を要し又は雨浸を避くるの必要あるもの若は火氣に感じ易き物品は有蓋貨車に搭載すべし但し特約ある場合は此の限に在らず

第九十六條 鐵道は無蓋貨車用の覆布及網を準備すべきものとす其の使用に對し料金を請求することを得ず但し貨車貸切の場合に於て特約あるときは此の限に在らず

第九十七條 貨物が到達停車場に到達したるときは鐵道は直に到達の通知を爲し之が引渡の準備を爲すべし

貨物が停車場外に送達せらるべきものなるときは直に之が配送の手續を爲すべし

貨物引取期間の懈怠に對し保管料、留置料を請求せむとするときは鐵道は第一項の通知に其の旨を明記して告知を爲すことを要す

第九十八條 貨物は其の到達の通知を受けたる後二十四時間内に引取の手續を爲すべきものとす

前項期間内に引取を爲さざるときは鐵道は保管料を請求することを得

前項の保管料は監督官廳の認可を得且運賃表に附記して停車場に掲示することを要す

荷受人が荷卸を爲すべき場合に於て第一項の期間内に引取を爲さざるときは鐵道は荷受人の費用を以て貨物の引渡前荷卸を爲すことを得

第九十九條 貨物の滅失又は毀損あるときは鐵道は速に調査を遂げ之を書面に具し荷送人及荷受人に通知すべし

第一百條 貨物引換證を交付したる場合に於て該證の紛失等に因り之と引換に貨物の引渡を請求することを得ざるときは鐵道は引渡請求人に於て其の權利を證明し又は相當の擔保を供したるときに限り貨物引渡の義務あるものとす

第一百一條 貨物引渡の際重量の検査若は貨物の状態に付證明を請求せられたるときは鐵道は之を拒むことを得ず

第一百二條 第十九條の規定は貨物の運送に之を準用す

附則

第一百三條 本規程は鐵道營業法施行の日より之を施行す

第一百四條 鐵道が外國と連絡運輸を爲す場合に於ては本規程に依らざることを得但し私設鐵道に在りては監督官廳の認可を得ることを要す

鐵道軍事供用令

明治三十七年一月二十五日
勅令第一二二號

改四十四年
正勅令三〇九號

第一條 本令に於て會社と稱するは私設鐵道株式會社を謂ふ

本令に於て軍事輸送と稱するは特に準備したる列車に依り又は普通列車中一車輛以上を専用して陸海軍團隊及其の携行し又は之に宛て追送する馬匹及軍需品を輸送するを謂ふ
本令に於て軍用列車と稱するは軍事輸送の爲め特に準備したる列車を謂ふ

第二條 會社は陸海軍官憲の要求に隨ひ軍事輸送を爲すべし

軍用列車には陸海軍官憲の承認あるときは郵便物を搭載し又は郵便車を聯結することを
得

第三條 會社は他の會社より軍事輸送上必要なる幫助を請求せられたるときは業務に支障なき限り之に應ずべし

第四條 軍用列車は搭載地より卸下地迄直通の運轉を爲すべし

第五條 乗用に供する車輛は將校、同相當官、准士官及軍屬たる高等文官若は之に準すべきものに在りては一等又は二等客車、下士卒及判任文官以下の軍屬に在りては三等客車と

す

前項車輛の乗車人員は普通旅客定員の十分の八を標準とす

第六條 馬匹は有蓋貨車に搭載すべし

第七條 戦用器材は無蓋貨車に搭載し其他の軍需品は其種類及形狀に應じ有蓋貨車又は無蓋貨車に搭載すべし

第八條 客車には普通旅客に供すると同一の設備を爲し第六條の貨車には燈器敷藁及馬栓棒若は胸板を備へ第七條の貨車中戦用車輛を搭載するものには搭載品固定用の木楔、鋸、釘等を備ふべし

第九條 車輛の缺乏其他已を得ざる場合に於て陸海軍官憲の承認あるとき又は陸海軍官憲の要求ある場合に於て會社に支障なきときは第四條乃至第八條の規定に依らざることを得

第十條 軍事輸送に供する車輛は清潔に掃除し必要なる場合に於ては消毒を爲すべし

第十一條 會社は馬匹及軍需品の積卸の爲に要する踏板及輸送上必要なる雨覆等を準備すべし

第十二條 會社は軍事輸送に際し停車場内の點燈、公衆待合所、乗降場、厠等を軍用に供すべし

第十三條 陸海軍官憲に於て軍事輸送に際し搭載卸下の爲必要なる補足工事又は特別の施設を爲さんとするときは會社は正當なる事由なくして其の供用線に屬する土地建物機械器具又は材料の供用を拒むことを得ず

會社に於て前項の工事又は施設を爲すべき要求を受けたるときは正當の事由なくして之を拒むことを得ず

前二項の場合に於て供用の費用又は工事若くは施設に要する費用は之を補償す但其の金額は陸軍大臣又は海軍大臣内閣總理大臣と協議して之を決定す

第十四條 會社は陸海軍官憲の要求あるときは無償にて其の電信電話に依り軍事輸送上直接に必要な通信を取扱ふべし

第十五條 軍事輸送の料金は別表に依り之を交付す

前項の料金は陸海軍官憲會社と協議して之を低減することを得

第十六條 軍事輸送の實施に關する規定は陸軍大臣海軍大臣内閣總理大臣協議して之を定

む

第十七條 前數條の規定は官設鐵道に之を準用す

第十八條 第二條第一項及第十三條の規定に違反したるときは取締役を二百圓以下の罰金又は一年以下の重禁錮に處し第三條第四條第六條乃至第八條及第十四條の規定に違反したるときは取締役を百圓以下の罰金又は三月以下の重禁錮に處し第十條乃至第十二條の規定に違反したるときは取締役を五十圓以下の罰金又は一月以下の重禁錮に處す

附則

本令は明治三十七年一月二十六日より之を施行す

(別表)

軍事輸送料金表

供用車輛の種類	一輛一哩に對する金額
一、二等客車	旅客定員に金一錢を乗じたる額
三等客車	旅客定員に金五厘を乗じたる額

等級	合造客車	旅客定員に一、二等は金一錢三等は金五厘を乗じたる額の和
	有蓋貨車	金十二錢
	無蓋貨車	金十錢
	貨物緩急車	金六錢
備考	二十哩未滿の輸送に在りては二十哩分の料金を給す	

鐵道軍事輸送規程

明治三十七年一月二十五日
陸軍省令第三號

第一條 陸海軍に於て軍事輸送を要求せんとするときは列車の組織車輛の數其の他必要の事項を定め豫め會社に通報するものとす

第二條 鐵道軍事供用令第四條乃至第八條に依り難き場合に於ては會社は豫め事由を具し軍事輸送の要求を爲したる陸海軍官衙に申出べし

第三條 會社に於て客車の代用として有蓋貨車を使用するときは代用車に適當の裝置を爲し且其乗車人員は車内の床面積少くも三平方呎毎に一名の比例を標準とすべし

鐵道軍事輸送規程

第四條 會社に於て有蓋貨車の代用として無蓋貨車を使用するときは代用車に適當の裝置を爲すべし

前項の貨車には莠秣其他燃燒し易き物品を積載すべからず

第五條 馬匹を搭載したる車輛には看守者を附することあるべし

第六條 火藥類は有蓋貨車に搭載し輸送中車扉を密閉し置くものとす

前項の貨車は如何なる場合に於ても機關車の直前又は直後に聯結すべからず

火藥類を搭載したる貨車は軍用列車に限り之を軍隊若は他の輸送物を搭載せる車輛に聯結するを得

第七條 發火の虞なき様成規の包裝を爲したる火藥類は其種類に拘はらず軍用列車に限り之を同一車輛に搭載することを得

第八條 火藥類を輸送する場合に於て其受渡の時刻は輸送を要求したる官衙豫め會社と協議して之を定む

第九條 燃燒し易き物品を無蓋貨車に搭載するときは必要に應じ東藁を浸したる水桶を準備し且看守者を附することあるべし

第十條 軍用列車には輸送指揮官(貨物輸送の場合に於ては通常宰領者)を附し搭載卸下及輸送途中の取締に任せしむ

普通列車に依り軍事輸送を爲す場合に於ても輸送指揮官又は宰領者を附することあるべし

第十一條 陸軍官衙若は海軍官衙は必要に應じ停車場司令官若は特に命じたる將校同相當官を派遣し當該停車場に於ける輸送の業務を掌らしむ

第十二條 軍事輸送を要求したる官衙は毎回輸送に對し鐵道軍用輸送券を發行す但輸送指揮官又は宰領者を附せざる輸送に在ては此限にあらず

前項の輸送券は搭載地卸下地間を通じて一通とす但途中に於て搭載又は卸下を爲す輸送物あるときは其輸送に關しては各別に輸送券を發行するものとす

第十三條 輸送券は甲乙丙の三部に區分し甲部は料金計算の用に乙部は料金對照の用に丙部は輸送途中の證憑に供するものとす

第十四條 軍事輸送の料金は會社より仕拂請求書に輸送券の甲部を添へ請求すべし但輸送券を發行せざる場合に在ては普通貨物輸送の例に依るものとす

二箇以上の會社に關係する軍事輸送の料金は始發停車場所管の會社より請求するものとす

前項料金の分配方は關係會社協議の上之を定むるものとす

第十五條 軍事輸送の料金は時宜に依り現金拂と爲すことあるべし

此場合に於ては輸送券面に「料金拂濟」と朱書するものとす

第十六條 鐵道軍事供用令第十三條の費用は一口毎に通とし會社より其仕拂請求書に證憑書類を添へ之を請求すべし

第十七條 會社に於て軍事輸送實施の爲生じたる民事上の損害につき賠償を受けんとするときは一口毎に證憑書類を添へ主務大臣に申出づべし

第十八條 會社は陸海軍の要求に依り軍事輸送に關し必要なる事項を報告すべし

第十九條 本規程に規定せざる事項は鐵道運轉規程鐵道信號規程及火藥類鐵道運送規程の規定を準用す

第二十條 本規程は官設鐵道に之を準用す

附表

第 號

大正 年 月

日發送官衙

鐵道軍用輸送券

(甲部)

輸送區間 自

經

至

輸送部隊(若は輸送物

及其所屬官衙)

甲

川中田

- 一發送官衙は券の表面(甲、乙、丙部共)所定の位置に必要な事項及甲部裏面に輸送料金仕拂官衙名を記入し且官印を捺し輸送指揮官(若は宰領者以下同じ)に交付す
- 二輸送指揮官は裏面所定の位置に人馬物件及所要車輛等を記入し署名捺印の後發停車場司令官若は主務將校同相當官(該官あらざる時は驛長)に交付す
- 三發停車場司令官若は主任將校同相當官は券面記入の事項及數量等を點檢し之を當該停車場驛長に交付す
- 四發停車場驛長は券の甲部を取り置き乙丙部所定の位置に署名捺印し之を輸送指揮官に返付す
- 五輸送指揮官は乙、丙部を受領し其乙部は券面の指示に依り處置し丙部は途中輸送の證憑として携帯し輸送終了後發停車場驛長に交付す
- 六總て券面に記入する文字は墨汁を用ひ且數字は改書し易からざる字體を撰用すへし

五寸五分

得

附添人は火薬類積載の貨車に乗込むことを得ず

附添人の乗車賃は下等旅客運賃の定額を超過することを得ず

第七條 無蓋貨車は火薬類の運送の用に供することを得ず有蓋貨車と雖も其内部に鐵製の釘又は螺旋等の突起するもの亦同じ

第八條 銃砲火薬類取締に關する法令に依り別所に藏置することを要する火薬類は一車中に之を混載することを得ず

銃砲火薬類取締に關する法令に依り離隔を要する火薬類を一車中に積載するときは之を離隔すべし

第九條 火薬類積載の重量は貨車積載定量の三分の二を超過することを得ず又其の重量は一車四噸以下に限る

第十條 火薬類は左の事項を具備する場合の外之を他の貨物と一車中に混載することを得ず

一、小銃用安全彈藥筒、雷管若は爆管のみを裝著せる銃砲の空藥莢、雷管、爆管、安全導火線信管、門管起爆劑を附せざる黄色藥濕藥(箱内の火薬を十分濕潤の上箱を密)及五十斤以下の火薬(「ダイナマイト」綿火薬等劇發火薬類を除く)にして其の包装を安全堅牢ならしめ且外部見易き所に火薬と明記したるとき但し火薬は黄色藥と混載することを得ず

二、混載貨物が容易に燃焼し又は爆發の誘因となるべき虞なきものなるとき

三、火薬類及混載貨物の重量を合して貨車積載定量の三分の二を超過せざるとき

四、混載貨物が火薬類と同一停車場より發送するものなるとき

五、混載貨物が火薬類より後に荷卸を爲すべきものなるとき

第十一條 火薬類は摩擦、動搖、衝突又は轉輾せざる様緊密に積載すべし

第十二條 火薬類の積卸等を爲すときは之を投下することを得ず又革、麻布若は毛布の類を以て其の經過すべき場所を蔽ひたるべきの外之を轉輾することを得ず

火薬類を取扱ふ者は鐵釘等を附したる靴類を穿ち又は燐寸其の他發火し易き物品を携帯し又は吸煙することを得ず

火薬類の取扱は遲滯なく之を完了すべし

第十三條 火藥類積載の貨車の兩側面には見易き位置に白地に火藥と赤書したる標札を附すべし

第十四條 火藥類積載貨車の前後には各二輛以上の不燃質物を積載したる貨車若くは空車を聯結すべし

第十五條 火藥類積載の貨車は五輛以下に非ざれば他貨物積載の列車に之を聯結することを得ず

第十六條 鐵道の自用に供する信號用雷管及第十條第一號に掲けたる火藥の外總て火藥類を積載したる貨車は旅客列車(混合列車亦同じ)に之を聯結することを得ず

第十七條 火藥類積載の貨車に於ては制動機を使用することを得ず但し車側制動機は此の限に在らず

第十八條 火藥類は成るべく到達停車場迄直通する列車を以て運送すべし又已むを得ざる場合の外運送中之を他の貨車に積替ゆることを得ず

第十九條 火藥類運送の列車が停止するときは特に車軸を點檢し危険を生ずる虞ありと認めるときは即時に車輛を解放して危険防止の處置を爲すべし

第二十條 火藥類運送の列車が一時間以上の停止を要するときは離隔したる線路に移し危険防止の處置を爲すべし此場合に於ては所轄警察署又は巡查駐在所派出所若は停車場出張の警察官吏に之を届出づべし

第二十一條 火藥類積載の貨車が到達停車場に達したるときは即時に之を荷受人に通知し遲滞なく停車場外に其の火藥類を搬出せしむべし但し附添人ある場合に於ては附添人をして直に之を受取らしむることを得

荷受人が六時間内に其の火藥類を停車場外に搬出せざるときは離隔したる線路に移し危険防止の處置を爲すべし

第二十二條 旅客は火藥類を携帯して乗車することを得ず但し少量の小銃用火藥類を携帯する場合は此の限に在らず

銃砲火藥類取締法 (抜萃)

明治四十三年四月十二日
法律 第五三號

第十條 行政官廳は何時にても當該官吏をして銃砲、火藥類の製造所、貯藏所其他銃砲火藥類を收藏するの疑ある場所に臨檢し又は銃砲、火藥類及之を收藏する疑ある物件若は

營業上の帳簿其の他の書類を検査せしむることを得。

行政官廳は危害豫防の爲銃砲、火藥類の製造所若は其貯藏、運搬其の他の取扱に關し取締上必要な處分を爲すことを得。

第十二條 行政官廳は安寧秩序を保持する爲必要ありと認むるときは銃砲、火藥類の授受、運搬、携帶を禁止し又は制限することを得。

第十三條 前二條の場合に於て行政官廳は銃砲、火藥類の假領置を爲すことを得。

第十四條 左の事項に關し必要ある規定は命令を以て之を定む。

- 一、本法の適用を受くべき銃砲火藥類の範圍
 - 二、銃砲、火藥類の取引、授受、使用、運搬、貯藏其の他の取扱
 - 三、銃砲、火藥類の取扱人に關する事項
 - 四、銃砲、火藥類製造所及火藥類貯藏所に關する事項
 - 五、火藥類を要する工事又は工業に關する事項
- 第十五條 本法又は本法に基きて發する命令の全部又は一部は命令の定むる所に依り銃砲、火藥類に非ざる他の戎器又は爆發質物品に關し之を準用することを得。

本法の一部を適用するの必要なしと認むる銃砲、火藥類に關しては命令を以て特別の規定を設くることを得。

第二 大貨物編

鐵道院大貨物等級及運賃表並連絡航路運賃

大正元年九月九日
鐵道院告示第一三號

鐵道院大貨物等級及運賃表並連絡航路運賃別表の通定め本年十月一日より之を施行す
左の告示に依る鐵道院大貨物運賃手數料及等級表、火藥類運賃手數料並大貨物連絡航路運賃は本年九月三十日限り之を廢止す

- 一 明治三十四年一月 遞信省告示第三十七號
- 一 同 五月同 告示第二百二十八號
- 一 同 六月同 告示第二百五十二號
- 一 同 三十八年十月同 告示第五百二十二號
- 一 同 三十九年九月同 告示第四百號
- 一 同 十月同 告示第四百六十四號
- 一 同 十一月同 告示第五百二十一號

- 一 同 十二月同 告示第五百六十二號
- 一 同 四十年六月同 告示第三百七十八號
- 一 同 七月同 告示第四百二十一號
- 一 同 八月同 告示第四百九十八號
- 一 同 九月同 告示第五百六十三號
- 一 同 四十年五月同 告示第五百六十二號
- 一 同 十一月同 告示第千四百十六號
- 一 同 四十二年七月 鐵道院告示第三十一號
- 一 同 四十二年十一月 鐵道院告示第六十六號
- 一 同 四十三年四月同 告示第二十四號
- 一 同 五月同 告示第四十四號
- 一 同 四十四年四月同 告示第十八號
- 一 同 四十年十月 遞信省告示第六百九十五號
- 一 同 四十一年二月同 告示第百八十號

鐵道院大貨物等級及運賃表並連絡航路運賃

- 一 明治四十一年二月 逓信省告示第百八十一號
- 一 同 十月同 告示第百四十號
- 一 同 四十二年七月 鐵道院告示第三十八號
- 一 同 四十三年五月同 告示第四十一號
- 一 同 同 告示第四十三號
- 一 同 六月同 告示第五十號
- 一 同 四十四年九月同 告示第七十三號

(別表)

大貨物等級及運賃表

運賃計算方其他

- 一 一斤に依り計算するものは五十斤未滿は五十斤に切上げ五十斤以上十斤未滿は十斤に切上げ
- 二 噸に依り計算するものは噸未滿は噸に切上げ

三 一斤に依り計算するものにして一立方尺の重量十斤未滿のものは一立方尺を十斤とし噸に依り計算するものにして百立方尺の重量一噸未滿のものは百立方尺を一噸として計算す

四 貨物の才積を測るには曲尺を用ひ幅、厚、長共最長なる部分を測り之を相乗じ得たる數に依り前號前段の場合一立方尺未滿は一立方尺に後段の場合百立方尺未滿は百立方尺に切上げ計算す

五 哩程一哩未滿は一哩に切上げ

六 貨物一口の運賃五錢に滿たざるものは五錢とし五錢以上壹錢未滿は壹錢に切上げ

七 貨物(除級外品)一口の中に異級のもの又は同級のものと雖も品種の異りたるものを混じたる場合は高級品の運賃に依る

八 通常噸扱は一品種にして一口二噸以上のものに限る

九 等級表中記載なきものは類似の物品に依り類似の物品に依り難きものは三級品の運賃に依る

一〇 賃率の異なる線路に跨り運送の場合は院一般賃率に依る

大貨物等級及運賃表

但し各線各別に計算する方低廉なるときは之に依り併算す

一一 通常扱貨物にして特に一車を要する者は其重量三噸未満なるか又は其才積三百立方尺未満なる時は三噸分の噸扱運賃を收受し貸切扱貨物は一車未満は一車分を收受す

一二 長尺又は濶大なる貨物(除級外品)は運賃に左の割増を爲す

長さ十八尺若くは重量三噸又は才積三百立方尺を超過するもの 五割

長さ三十六尺若くは重量五噸又は才積五百立方尺を超過するもの 十割

但し北海道各線に於ける長尺物の割増は左の通とす

長さ二十二尺を超過するもの 三割

長さ五十尺若くは重量十噸又は才積千立方尺を超過するものは臨時の約束に依り運送す長、重量、才積に於て割増の率を異にする場合は高率の方に依る

一三 速達便扱貨物は別に定むる区域内に於ける受取人の住所迄配達す

但し荷送人の請求に依り驛止の取扱を爲す

一四 速達便扱貨物の運賃は個數に依り一個毎の計算とし五十斤未満の端數は五十斤に切上ぐ

一五 左記の貨物は速達便扱を爲さず

級外品第一、二、四、五、六種

一個量目二百斤若くは才積四十立方尺又は長さ十五尺を超過するもの

一六 性質上荷造を爲さざるか又は荷造不完全にして散亂の虞あるものは貸切扱にあらざれば謝絶することあるべし

一七 貸切扱貨物、級外品第四種死體、同第六種火藥類(一車を要するもの)の積卸は貨主の負擔とす

一八 貨車を旅客列車に連結して貨物の運送を望むものあるときは貸切扱運賃(級外品第一種生獸類は相當運賃)の二倍を以て臨時之に應ずることあるべし

一九 貴重品の増賃金割合は左の通りとす

五十哩未満 價格百圓に付(百圓未満亦同じ) 金 五 錢

五十哩以上百哩未満 同 (同) 金 八 錢

百哩以上二百哩未満 同 (同) 金 拾 貳 錢

二百哩以上二百哩未満を増す毎に同 (同) 金 參 錢

大貨物等級及運賃表

二〇 鐵道運輸規程第八十一條に示す動物増賃金割合は左の通とす

五十哩未滿 超過價格 (拾圓未滿亦同じ) 金 五 錢

五十哩以上百哩未滿 拾圓に付 (同) 金 八 錢

百哩以上二百哩未滿 同 (同) 金 拾 貳 錢

二百哩以上二百哩未滿を増す毎に同 (同) 金 參 錢

二二 貨物は到着通知後二十四時間内に引取らざるときは以上二十四時間若くは其未滿毎に左の割合に依り貨物保管料を收受す

斤を以て取扱ふ貨物 五十斤若くは其未滿毎に 金 貳 錢

級外品第三種 小兒車、自轉車、自働自轉車 一車に付 金 四 錢

級外品第一種生獸類 荷車、荷馬車、人力車、商品運搬車 一車に付 金 拾 錢

噸を以て取扱ふ貨物及貸切扱貨物 一噸若くは其未滿毎に 金 五 拾 錢

級外品第一種生獸類 貨車一輛に付 金 貳 圓

級外品第三種車輛類中自働車、馬車 一車に付 金 貳 圓

二三 荷送人が自己の責任を以て發送迄一時貨物を停車場構内に留置する場合は二十四時間若くは其未滿毎に左の割合に依り貨物留置料を收受す

斤を以て取扱ふ貨物 五十斤若くは其未滿毎に 金 壹 錢

級外品第三種 小兒車、自轉車、自働自轉車 一車に付 金 貳 錢

級外品第一種生獸類 荷車、荷馬車、人力車、商品運搬車 一車に付 金 五 錢

噸を以て取扱ふ貨物及貸切扱貨物 一噸若くは其未滿毎に 金 貳 拾 五 錢

級外品第一種生獸類 貨車一輛に付 金 壹 圓

級外品第三種車輛類中自働車、馬車 一車に付 金 壹 圓

二三 荷受人が貨物引渡を受けたる後自己の責任を以て之を停車場構内に留置する場合は二十四時間若くは其未滿毎に前號の割合に依り貨物留置料を收受す

二四 貸切扱貨物及一車若くは一車以上を要する貨物 (其積卸が貨主の負擔たるべきものに限る) 積載貨車に付ては之が準備を爲し少くとも六時間の積卸時間を定め之が通知を爲すものとす若し其時間内に積卸を爲さざるときは以上十二時間若くは其未滿毎に一噸金五拾錢の割合を以て貨車留置料を收受す

二五 前號貨車準備の後荷送人の都合に因り運送を見合せたるときは其準備の通知を受

けたるときより運送の中止を申出たるとき迄十二時間若くは其未滿毎に前號の割合に依り違約金を收受す
貨物積込後發送を見合せたるときは前項の違約金を收受するの外積込みたるときより第二十一號の割合に依り保管料を收受す

二六 本表中運賃及料金記載なきもの竝大嶺線發石炭の運賃及料金は臨時の約束に依る

大貨物等級表

一級品

- イ 石工を受けざる碎塊共
磨かざる石盤石板共
石灰各種生石灰を除く
絲屑絹絲屑を除く
灰各種
- ハ 履物草鞋、草履(麻裏草履を除く)
竝に木取りたる儘の下駄臺
骨人骨を除く
- ホ 襪襪
骨屑
砲熏

(大理石類、瑪瑙石、水晶石、砥石、庭園用石、盆栽用石及蠟石類を除く)

硫黃不精塊、棒

- ト 亞鉛碎塊、延板
- チ 鐵
固地轉棒石又は鐵
織物屑絹屑を除く
- ワ 藁繩及藁筵、安平、藁俵、

土管土樋共

- カ 瓦及磚屋根用及敷石代用
- タ 甘蔗
竹枝
薪
- レ 煉瓦石各種碎片共

藁類、藁、麥藁、蕎麥藁、黍殼、苧殼の類

紙屑、反古紙、漉反紙、ポル紙(二級品のものを除く)
貝殼
甘藷
竹皮
種子物各種

大貨物等級及運賃表

ソ 曹達洗濯用

ツ 皮草

角屑

ナ 鉛地金、延板、碎、塊

農業用具

ク 礦物

草類 生若くは枯れたる共、蒲、藺、莞、蔑、茅、萱等の類及根をも含む(花卉類を除く)

マ 捲絮

穀物 五穀、雜穀

粉類 (不食用)、酒粉、洗粉、磨粉の類

鐵及鋼 製作原料のもの各種、釘各種、屑、鐵砧、軌條及其附屬品、鐵線

ア 麻、綿古袋

サ 砂礫

土各種

菜種

釘木及竹の

粉類 食用

穀物の殻及糠類 糠、穀、蕎麥殻、粳殼、麥糠の類

麻苧屑

キ

木の皮 檜、杉及棕櫚、楮、三桠等

木の實 不食用

ミ 水 蒸溜水、海水、普通の水及浴用鑛泉

シ 鹽 苦鹽、水共

ヒ 肥料 干鰯、干鯨、粕、油、糞、海草

モ 木材 工を受けざる物(二級品のものを除く)、不工板各種(二級品のもの及經木類を除く)、屋根板、桶木、枕木(鐵道の)、箱製造用板(鉋平せざるもの但切組みあるも妨なし)

木炭

セ 石炭類 石炭、煉炭、骸炭

ス 煤 松烟、油、烟等

一一級品

イ

絲絹にあらざる若くは絹を混ぜざる各種石工を受けたるもの但大理石、瑪瑙石、水晶石、蠟石類を除く

大貨物等級及運賃表

木の葉 枝付共、生、干若くは枯れたるを問はず此部に依る(桑葉を除く)

雲母

木の屑 截又は挽きたる

蹄屑 共

セメント 火山灰共

寸莎

石工を受けざる大理石、砥石、庭園用石、盆栽用石、容器類、籠、箱、罐、樽、桶、(裝飾あるものを除く)

ハ 梯子及踏臺

針留針、縫針、釣針

ニ 膠及亞刺比亞ゴム

ホ 干飯

ヘ 絲瓜干したる又は生

ト 亞鉛にて製したる物一級品のもの及組立てたる器械類を除く

籐及藤等の蔓屑共

道具類 大工、桶工、疊工、鍛工、革工、石工及其他職工用の

チ 帳簿 新古共

茶

塗料 瀝青、コールドター、澁、ペンキの類

藁類の藥

カ ワ ヌ 海草 食用、不食用共但し一級品肥料のものを除く

硝子屑及塊

紙和洋共、支那紙、襖紙、色附紙、封筒

乾物 干茸、干野菜、干果物、干蕨、凍豆腐、凍蒟蒻、寒天の類

煙草 葉及莖

竹根

ソ 算盤

筇及鞭の類 竹及木の

角 鹿角を除く

ナ 鉛にて製したる物 表中詳記なきものは此部に依る

蠟 各種

落花生

ム 除蟲粉

ウ 魚及介蟲 干、鹽、薰したる及干鹽したる魚卵但醃を除く

大貨物等級及運賃表

刷毛

礬類 明礬、丹礬、綠礬の類

肉類 漬、干、鹽若くは薰したるものに限る

酸漿

經木及匏屑 折箱、マツチ箱、附木、敷物 眞田等製造用及其他各種

麩

燈心 蠟燭心、ランプ心共

土器

軸木 マツチ原料

綿 眞綿を除く、新古共此部に依る

家具 庖厨具、掃除具

カミズツル 洋名ボ

疊類 疊床、疊表、蔭の類 各種(花蔭を除く)

建具類 戸障子、窓等未製品共及襖骨但彫刻あるもの、玻璃張のもの及襖を除く

橋箱 橋を

綱及繩 原料の如何を問はず

漬物 野菜果物各種(一級品藁繩を除く)

漬物 罐詰を除く

苗木 野菜の苗、苗木、挿苗、接穂共

蠟燭 各種

白及磨 附屬品共

ノ 糊
果物各種生、干共

軍用行李背囊共

桑葉枝付共

野菜蔬菜、塊根、筍、蕈、蕨及瓜類

窓玻璃窓を除く、框共

毛及髪頭髪、獸毛、毛屑

船具帆、帆柱、舵、櫂、艙等

篩針金又は竹製等

塞子木の儘及工を受けたる共

麴類麴、酵母、ホツプ、マルツノ類

鐵及鋼にて製したる物一級品のもの及組立てたる器械類を除く

車各部を盡く解き放したるものを纏めたる若くは其部分靴墨

柳行李の原料

鞆各種附屬品共

氷

蒟蒻玉及粉

天幕附屬品共

電信電話建築用品電柱、腕木、インシュレーター、電線(被覆線、ケーブル線共)其他建築に使用する道具

銅、黄銅、青銅製作原料のもの各種、屑、釘、線

網魚漁、鳥漁及蠶網

麻類各種

藍葉生若くは干したる(藍藻を除く)

砂糖各種糖蜜、氷砂糖共

金屬製作原料のもの各種、貴金屬及表中詳記あるものを除く

樹脂各種

器械類(不組立)各部を解放し得べき限度迄解放したるもの各部を取纏めたる若くは其部分

味噌、醬油及酢

石鹼

木材板共、鉋及鑿等の工を受けたる各種

鐵道建築用品枕木及軌條を除く

雨具笠、蓑(三級品のものを除く)

油及脂各種石油類を除く

扇及團扇未製品共

酒粕

金庫

書籍及印刷物

木材唐木、黄楊、桑、黑柿、胡桃、櫻、桐、如輪樺、及埋木

大貨物等級及運賃表

ス 水車

三級品

イ 硫黄粉

石 大理石類の工を受けたるもの及蠟石類
(工、不工共)但し彫刻あるものを除く

石綿

ハ 蜂蜜

刃物類

馬具

箔 金銀箔
を除く

唧筒 附屬
品共

瓢箪

ト 動物 死したる
もの各種

陶磁器

燈籠 金又
は石

乳牛、羊の生
乳、煉乳等

塗料 假漆、漆其他各種(二級品のものを除く)、
表中詳記なきものは此部に依る

埴塙

織物及編物 絹製及絹製類似
のものを除く

藁細工物 (藁、藁細工共) 眞田及玩物
に製したる物其他各種

皮 動物の精製したるも
の各種(毛皮を除く)

家具類 家屋にて使用する一切の器物に
して表中詳記なきものに限る

海綿

駕及乗物 箱籠
共

貝細工品

建具 組立てたるもの各種、二級品
のもの及彫刻あるものを除く

大貨物等級及運賃表

印肉

容器類 表中詳記なきものに限る
行李、靴、トランク其他

齒及義齒

齒磨粉

旗類 旗、旒及幟、旗竿
共(絹製を除く)

履物各種 部分共(一級品
のものを除く)

釦 貴金屬、寶玉石等にて製した
るもの及混作のものを除く

兵器 銃を
除く

鳥の羽毛

燈器各種 附屬品共、ランプ、
提灯、行燈の類

硝子類 板各種及硝子にて
製したる器物各種

看板

紙細工品

活版類 石版、銅版、焼印、
木版等を含む

革具 革にて製したる各種、表中
詳記なきものは此部による

體術道具 柔術、擊劍、
體操等の道具

カ ワ ナ ル ヌ チ

タ

足袋
 煙草刻、卷、紙
 煙草入、煙管等、貴金屬、寶玉石に
 卵各種魚卵の干若くは鹽
 喫煙具、煙草入、煙管等、貴金屬、寶玉石に
 製し若くは混作したるものを除く
 竹、籐及蔓にて製したる物
 表、中詳記なきものは此部に依る

ソ 染料各種

ツ 机及見臺彫刻あるも

角鹿の

節及鞭竹及木を除く

ネ

寢道具寢臺、夜具、蚊帳、枕等、(絹製及絹混作のものを除く)

ム

蟲類魚鳥の餌とするもの、生きたる、死したる、干したる類

ウ

植木類花卉類共

ノ

葉子

玩物

ク

懷爐灰

鯨鬚及鯨鬚にて製したるもの

罐詰各種食用
組物絲にて組みたるもの各種、絹製及絹製類似のものを除く

マ

眞綿

櫛木製(蒔繪彫刻あるものを除く)

ケ

毛絲

フ

船

鱧、鮫、鯨、鮫皮、鯨鬚、鯨鬚をも含む

コ

文具各種硯、硯箱、水入、筆、ペン、同軸、インキ、同壺、鉛筆、墨、肉池、筆筒、文鎮、其他書物用一切器具

エ

繪具及顔料各種

テ

電信電話通信用品

ア

亞兒格爾燒酎共

雨具各種傘、洋傘、合羽、其他各種未製品共、表中詳記なきものは此部に依る(發火の虞あるものを除く)

銅、黃銅、青銅にて製したる物二級品のもの及彫刻あるものを除く

サ

酒類和洋共

キ

木にて製したる器物表中詳記なきものに限る、彫刻あるものを除く

大貨物等級及運賃表

器械各種 組立てたるもの及器械の一部となるべきものも尙數箇に分
器械各種 組立てたるもの及器械の一部となるべきものも尙數箇に分
たれ得べきものは此の部に依る(他に詳記あるものを除く)
金屬にて製したるもの各種 貴金屬製及表中詳記あるもの
の竝に彫刻あるものを除く

生皮苧 繭屑、繭
殼共

綿布類にて製したるもの 表中詳記
なきもの

綿古衣

磨紙

樹木

食物 表中詳記
なきもの

漆器類

敷物各種 二級品の疊
類を除く

消防用具 表中詳記
なきもの

硝石

引越荷物 全部同一所有者の物
にして貸切扱に限る

瓶詰飲料水 ラムネ、礦泉、曹達
水及レモン水の類

火繩

元結

簾各種

高級品

(表中※印を附したる
ものは貴重品とす)

衣服着用すべきもの各種、毛皮製
及毛皮を混じたるものを含む

イ 絲絹の、又は絹を混じしたる、
絹絲屑、生絲を含む※

石 水晶石、瑪瑙石類及彫
刻を受けたる大理石※

ハ 花 生花、
造花

ニ 人形及動物模造品

香物各種 線香、抹香、香水、香油、麝香、白檀、伽
羅及其他薰香を目的とするもの各種

ホ 帽子各種

標本各種

ヘ 屏風及衝立 美術工藝
品を除く

ト 時計 貴金屬、寶玉石混
作のものを除く

動物 鳥、獸、蟲、魚の生きたるものにして箱、桶、籠等に入
れ若くは足械等にて繋ぎたる各種(三級品のものを除く)

銅貨 青銅
貨共

刀劍類 貴金屬、寶玉石製
等裝飾付を除く

チ 地圖

リ 旅行用具

ヌ 縫繡物※

大貨物等級及運賃表

カ 鏡附屬品共※ 皮毛

髮飾簪、笄、櫛、根掛等及洋装用のもの各種、貴額面美術工藝品を除く

樂器※

寒暖計

蠶卵紙

タ 禮拜用器具貴金屬寶玉石製若くは混のものを除く(葬祭具を含む)

ツ 角細工物各種美術工藝品を除く

ネ 寢道具夜具、蚊帳等の、絹製の物及絹混作のもの

ウ 一角及一角にて製したる物

ヤ 藥品(原料共)劇薬を除く

マ 繭

フ 佛壇及佛具類美術工藝品を除く

コ 小間物和洋共

玳瑁(鼈甲)及其細工物※

魚及介蟲鮮及生きたる(死するも差支なきもの)

守札

琥珀及同細工物※

テ 骨董品書畫共

彫刻物及彫刻ある物各種貴金屬及寶玉石製及是等のものを混作したるもの及美術工藝品を除き總て彫刻あるものは此部に依る

銃及拳銃附屬品共

サ 犀角※

象牙及象牙にて製したる物※

像貴金屬寶玉石製及其混作物を除き製作原料の如何を問はず又製作したる物の何たるやを問はず此の部に依る

キ 絹織物同編物及類似品※

絹布類にて製したる物各種※

メ 氣壓計晴雨計共

器械醫療、理化學、觀象、電氣、測量、潜水、寫真、裁縫、莫大小の器械

眼鏡各種眼鏡、双眼鏡、望遠鏡、顯微鏡等各種及レンズ類、貴金屬混作のものを除く

ミ 鍍金銀器※

神輿及宮美術工藝品を除く展觀演劇道具

シ 寫真 寫真用紙

勝負道具碁、將碁、骨牌、衝球其他上布越後上布、薩摩上布の類

大貨物等級及運賃表

ヒ 美術工藝品※
 モ 模形各種社寺殿堂等の及地形港灣等の及地球儀、天球儀の類※
 セ 鮮肉
 ス 水銀※

級外品

第一種 生獸類

斤量を以て運送せざる場合

馬(駒トモ) 牛 犢 羊 山 羊

豚 驢

第二種 危険品

劇 藥 石油類 摺附木各種 火 口 油 紙

油 布 生石灰

第三種 車輛類

自轉車 小兒車 自働自轉車 人力車 荷車

商品運搬車 荷馬車 自働車 馬車 機關車

炭水車 自働客車 客車 貨車

第四種 死體

死體

第五種 特種貴重品

金銀貨、白銅貨、貴金屬、地金銀、寶石、金玉細工物、紙幣、郵便切手、同葉書、收入印紙、有價證券、金錢に係る證書類

第六種 火藥類

甲 一般火藥類

乙 小銃用安全彈藥筒、雷管若くは爆管のみを裝著せる銃砲の空藥莢、雷管、爆管、安全導火線、信管、門管、起爆劑を附せざる黄色藥、濕藥(箱内の火藥を十分濕潤の上箱を密閉し該箱に濕藥と明記したるもの)

丙 五十斤以下の火藥(「ダイナマイト」綿火藥等劇發火藥類を除く)烟火(玩弄烟火を含む)

但し烟火類は包裝外部見易き所に烟火と明記し製造免許人の住所氏名を附記せるものに限る

大貨物等級及運賃表

大貨物運賃表

哩程	種別		
	一級品	二級品	高級品
自一至五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
六至十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
十一至十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
十六至二十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
二十一至二十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
二十六至三十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
三十一至三十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
三十六至四十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
四十一至四十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
四十六至五十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
五十一至五十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
五十六至六十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
六十一至六十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
六十六至七十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
七十一至七十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
七十六至八十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
八十一至八十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
八十六至九十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
九十一至九十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
九十六至一百	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇

院一般

種別	一級品	二級品	高級品
自一至五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
六至十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
十一至十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
十六至二十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
二十一至二十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
二十六至三十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
三十一至三十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
三十六至四十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
四十一至四十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
四十六至五十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
五十一至五十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
五十六至六十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
六十一至六十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
六十六至七十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
七十一至七十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
七十六至八十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
八十一至八十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
八十六至九十	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
九十一至九十五	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇
九十六至一百	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇	圓 〇〇〇〇

大貨物等級及運賃表

種別	自				至				程
	一	二	三	四	一	二	三	四	
通常斤扱 (百斤に付)	一級品	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇
	二級品	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇
	三級品	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇
	高級品	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇
通常噸扱 (一噸に付)	一級品	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇
	二級品	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇
	三級品	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇
	高級品	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇
貸切扱 (一噸に付)	一級品	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇
	二級品	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇
	三級品	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇
	高級品	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇	二八七二七〇

哩程	種別	通常斤扱 (百斤に付)				通常噸扱 (一噸に付)				貸切扱 (一噸に付)			
		一級昂	二級昂	三級昂	高級昂	一級昂	二級昂	三級昂	高級昂	一級昂	二級昂	三級昂	高級昂
自一至	三三三三三	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八
三三三三三	三三三三三	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八
三三三三三	三三三三三	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八
三三三三三	三三三三三	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八
三三三三三	三三三三三	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八

大阪下關間、宇野線、吳線、宇品線及讚岐線

哩程	種別	通常斤扱 (百斤に付)				通常噸扱 (一噸に付)				貸切扱 (一噸に付)			
		一級昂	二級昂	三級昂	高級昂	一級昂	二級昂	三級昂	高級昂	一級昂	二級昂	三級昂	高級昂
自一至	三三三三三	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八
三三三三三	三三三三三	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八
三三三三三	三三三三三	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八
三三三三三	三三三三三	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八
三三三三三	三三三三三	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八

哩程	種別	通常斤扱 (百斤に付)				通常噸扱 (一噸に付)				貸切扱 (一噸に付)			
		一級品	二級品	三級品	高級品	一級品	二級品	三級品	高級品	一級品	二級品	三級品	高級品
自一八七六至一六一六一	自一八七六至一六一六一	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四
一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五
二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四
一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五

級外品

第一種 生獸類 (斤量を以て運送せざる場合)

三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三
四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三
三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三
四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三	四三三三三
三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三

大貨物等級及運賃表

哩程	種別	馬(駒共)、牛 (一車に付)		哩程	種別	馬(駒共)、牛 (一車に付)		哩程	種別	馬(駒共)、牛 (一車に付)	
		二頭迄	六頭迄			二頭迄	六頭迄			二頭迄	六頭迄
自一八七六至一六一六一	自一八七六至一六一六一	二〇八六四	二〇八六四	自一八七六至一六一六一	自一八七六至一六一六一	二〇八六四	二〇八六四	自一八七六至一六一六一	自一八七六至一六一六一	二〇八六四	二〇八六四
一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五
二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四	二〇八六四
一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五	一一九七五

哩程	種別			
	馬(駒共) (一車二付)	馬(駒共) (一車二付)	馬(駒共) (一車二付)	馬(駒共) (一車二付)
二頭迄	八八七七七自 三〇七四一 一八七七七至 八八七七七 五二九六三	九九八八 八五二九六 一九九九八 〇七四一八 〇	九九八八 八五二九六 一九九九八 〇七四一八 〇	九九八八 八五二九六 一九九九八 〇七四一八 〇
六頭迄	九九八八 八五二九六 一九九九八 〇七四一八 〇	九九八八 八五二九六 一九九九八 〇七四一八 〇	九九八八 八五二九六 一九九九八 〇七四一八 〇	九九八八 八五二九六 一九九九八 〇七四一八 〇
二頭迄	九九八八 八五二九六 一九九九八 〇七四一八 〇	九九八八 八五二九六 一九九九八 〇七四一八 〇	九九八八 八五二九六 一九九九八 〇七四一八 〇	九九八八 八五二九六 一九九九八 〇七四一八 〇
六頭迄	九九八八 八五二九六 一九九九八 〇七四一八 〇	九九八八 八五二九六 一九九九八 〇七四一八 〇	九九八八 八五二九六 一九九九八 〇七四一八 〇	九九八八 八五二九六 一九九九八 〇七四一八 〇

哩程	種別			
	馬(駒共) (一車二付)	馬(駒共) (一車二付)	馬(駒共) (一車二付)	馬(駒共) (一車二付)
二頭迄	八八八八八 八六四二〇	七七七七七 八六四二〇	六六六六六 八六四二〇	五五五五五 八六四二〇
六頭迄	八八八八八 八六四二〇	七七七七七 八六四二〇	六六六六六 八六四二〇	五五五五五 八六四二〇
二頭迄	八八八八八 八六四二〇	七七七七七 八六四二〇	六六六六六 八六四二〇	五五五五五 八六四二〇
六頭迄	八八八八八 八六四二〇	七七七七七 八六四二〇	六六六六六 八六四二〇	五五五五五 八六四二〇

四四三三三 二〇八六四 一四三三三 三一七五五	三三二二二 二〇八六四 一四三三三 三一七五五	二二一一一 二〇八六四 一四三三三 三一七五五	一一八六一 二〇八六一 一一九七五 三一	哩 程 種 別
五五五五五 四四四四四 三三三三三 二二二二二	四四四四四 三三三三三 二二二二二 一一一一一	三三三三三 二二二二二 一一一一一 〇〇〇〇〇	二二二二二 一一一一一 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	甲及乙 (百斤二付)
八八八八八 七七七七七 六六六六六 五五五五五	七七七七七 六六六六六 五五五五五 四四四四四	六六六六六 五五五五五 四四四四四 三三三三三	五五五五五 四四四四四 三三三三三 二二二二二	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙
九九九九九 八八八八八 七七七七七 六六六六六	八八八八八 七七七七七 六六六六六 五五五五五	七七七七七 六六六六六 五五五五五 四四四四四	六六六六六 五五五五五 四四四四四 三三三三三	哩 程 種 別
一一一一一 九九九九九 八八八八八 七七七七七	九九九九九 八八八八八 七七七七七 六六六六六	八八八八八 七七七七七 六六六六六 五五五五五	七七七七七 六六六六六 五五五五五 四四四四四	甲及乙 (百斤二付)
二二二二二 九九九九九 八八八八八 七七七七七	九九九九九 八八八八八 七七七七七 六六六六六	八八八八八 七七七七七 六六六六六 五五五五五	七七七七七 六六六六六 五五五五五 四四四四四	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙
三三三三三 九九九九九 八八八八八 七七七七七	九九九九九 八八八八八 七七七七七 六六六六六	八八八八八 七七七七七 六六六六六 五五五五五	七七七七七 六六六六六 五五五五五 四四四四四	哩 程 種 別
四四四四四 九九九九九 八八八八八 七七七七七	九九九九九 八八八八八 七七七七七 六六六六六	八八八八八 七七七七七 六六六六六 五五五五五	七七七七七 六六六六六 五五五五五 四四四四四	甲及乙 (百斤二付)
五五五五五 九九九九九 八八八八八 七七七七七	九九九九九 八八八八八 七七七七七 六六六六六	八八八八八 七七七七七 六六六六六 五五五五五	七七七七七 六六六六六 五五五五五 四四四四四	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙

三三三三三 九八七六五 一一一一一 四三三三三 〇九八七六 〇〇〇〇〇	三三三三三 四三二一〇 一一一一一 三三三三三 五三三三一 〇〇〇〇〇	二二二二二 九八七六五 一一一一一 三三三三三 〇九八七六 〇〇〇〇〇	二二二二二 四三三三三 六一六一六 一一一一一 五三三三三 〇五〇五〇	二二二二二 二〇〇〇〇 一一一一一 一一一一一 一一一一一 二二二二二 五〇五〇五
三三三三三 六五五五五 四三三三三 〇〇〇〇〇	三三三三三 二二二二二 九二二二二 〇〇〇〇〇	二二二二二 九八七六五 〇九八七六 〇〇〇〇〇	二二二二二 五三三三三 二二二二二 〇〇〇〇〇	二二二二二 三三三三三 二二二二二 〇〇〇〇〇
六六五五五 二〇九七六 〇〇〇〇〇	五五五五五 四三三三三 〇〇〇〇〇	四四四四四 七五五五五 〇〇〇〇〇	三三三三三 九八七六五 〇〇〇〇〇	三三三三三 五五五五五 〇〇〇〇〇
七七七七七 八六四二〇 一一一一一 八七七七七 〇八六四二 〇〇〇〇〇	六六六六六 八六四二〇 一一一一一 七六六六六 〇八六四二 〇〇〇〇〇	五五五五五 八六四二〇 一一一一一 六五五五五 〇八六四二 〇〇〇〇〇	四四四四四 九八七六五 一一一一一 五四四四四 〇九八七六 〇〇〇〇〇	四四四四四 四三二一〇 一一一一一 四四四四四 四四四四四 〇〇〇〇〇
六六六六六 四三三三三 〇〇〇〇〇	五五五五五 七六四三三 〇〇〇〇〇	五五五五五 〇九七六四 〇〇〇〇〇	四四四四四 三三三三三 〇〇〇〇〇	三三三三三 九九八七五 〇〇〇〇〇
二二二二二 九九九九九 〇〇〇〇〇	一一一一一 〇〇九九九 七四一八五 〇〇〇〇〇	九八八八八 二九六三〇 〇〇〇〇〇	七七七七七 七五五五五 〇〇〇〇〇	六六六六六 九八六五五 五〇五〇五
三三三三三 二九六三〇 一一一一一 三三三三三 五二九六三 〇〇〇〇〇	一一一一一 八六四二〇 一一一一一 二二二二二 〇八六四二 〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 八六四二〇 一一一一一 一〇〇〇〇 〇八六四二 〇〇〇〇〇	九九九九九 八六四二〇 一一一一一 一九九九九 〇八六四二 〇〇〇〇〇	八八八八八 八六四二〇 一一一一一 九八八八八 〇八六四二 〇〇〇〇〇
一一一一一 九九九九九 三〇八六五 〇〇〇〇〇	九九八八八 二一九六八 〇〇〇〇〇	八八八八八 五四二九八 〇〇〇〇〇	七七七七七 七五五五五 〇〇〇〇〇	七七六六六 一〇八七五 〇〇〇〇〇
二二二二二 九九九九九 五〇六一七 〇〇〇〇〇	八七七七七 三九六三〇 〇〇〇〇〇	六六六六六 七四一八五 〇〇〇〇〇	五五五五五 二九六三〇 〇〇〇〇〇	三三三三三 七四一八五 〇〇〇〇〇

哩程別	自 三三八五 至 四四一八	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙	哩程別	自 一六六五 至 一七七一	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙
哩程別	自 三三八五 至 四四一八	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙	哩程別	自 一六六五 至 一七七一	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙
哩程別	自 三三八五 至 四四一八	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙	哩程別	自 一六六五 至 一七七一	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙
哩程別	自 三三八五 至 四四一八	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙	哩程別	自 一六六五 至 一七七一	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙
哩程別	自 三三八五 至 四四一八	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙	哩程別	自 一六六五 至 一七七一	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙
哩程別	自 三三八五 至 四四一八	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙	哩程別	自 一六六五 至 一七七一	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙
哩程別	自 三三八五 至 四四一八	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙	哩程別	自 一六六五 至 一七七一	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙
哩程別	自 三三八五 至 四四一八	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙	哩程別	自 一六六五 至 一七七一	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙
哩程別	自 三三八五 至 四四一八	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙	哩程別	自 一六六五 至 一七七一	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙
哩程別	自 三三八五 至 四四一八	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙	哩程別	自 一六六五 至 一七七一	甲及乙 (百斤二付)	乙(但シ五 十斤以下ニ 限ル)及丙

○甲は三千五百斤未滿は三千五百斤分を收受す
 ○乙は五百斤未滿は五百斤分を收受す
 ○乙(但し五十斤以下に限る)及丙は十斤未滿は十斤分を收受し以上十斤若くは其未滿を
 増す毎に三割を加ふ

速達便扱貨物 百斤に付

哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五	哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五
哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五	哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五
哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五	哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五
哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五	哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五
哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五	哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五
哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五	哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五
哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五	哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五
哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五	哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五
哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五	哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五
哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五	哩程別	自 一〇五〇 至 二二一五

大貨物航路運賃表

下關門司間

一、二、三、高級品

通常斤扱

大貨物航路運賃表

百斤に付

九九

〇五〇

通常噸扱
貸切扱

一噸に付
同

六〇〇
五〇〇

級外品

第一種 生獸類

馬(駒共)

一車に付

二頭迄
六頭迄
以上一頭に付

三〇〇〇
四、五〇〇〇
七五〇〇

牛

馬に同じ

一車に付

六頭迄
十八頭迄
以上一頭に付

三、〇〇〇〇
四、五〇〇〇
二五〇〇

羊、山羊、豚、驢

犢に同じ

第二種 危險品

石油類(除揮發油)、摺附木各種

通常斤扱

百斤に付

〇五〇

貸切扱

一噸に付

五〇〇

劇藥、火口、油紙、油布、生石灰、揮發油

通常斤扱

百斤に付

〇七五

貸切扱

一噸に付

七五〇

前二項通常斤扱二百斤未滿は二百斤分を收受す

第三種 車輛類

自轉車、小兒車

一車に付

一〇〇

人力車

同

二五〇

自働自轉車

同

一五〇

馬車、自働車

同

三、五〇〇

荷車、商品運搬車

同

六〇〇

荷馬車

同

一、〇〇〇

機關車、炭水車(自己ノ車輪ニテ運轉スルモノ)

一噸に付

二、五〇〇

客車四輪車(同上)

一車に付

一〇、〇〇〇

同ボギー車(同上)

同

三五、〇〇〇

大貨物航路運賃表

貨車 四輪車(自己の車輪にて運轉するもの) 一車に付
 同ボギー車(同上) 同
 自働客車 客車に同じ

六、〇〇〇
 一、二、〇〇〇

速達便扱貨物

十哩として一般賃率を適用し海陸連絡の場合は相互哩程を通算す

下關(又は門司)釜山間

一級品	斤を以て扱ふもの	百斤に付	三、四〇〇
二級品	斤を以て扱ふもの	百斤に付	三、二五〇
三級品	斤を以て扱ふもの	百斤に付	三、〇〇〇
高級品	斤を以て扱ふもの	百斤に付	二、八〇〇
級外品	噸を以て扱ふもの	一噸に付	四、三〇〇
	噸を以て扱ふもの	一噸に付	四、二〇〇
	噸を以て扱ふもの	一噸に付	三、八〇〇
	噸を以て扱ふもの	一噸に付	三、三〇〇
	噸を以て扱ふもの	一噸に付	三、〇〇〇
	噸を以て扱ふもの	一噸に付	二、七〇〇
	噸を以て扱ふもの	一噸に付	二、五〇〇

第一種 生獸類

馬(駒共)

一頭に付

七、五〇〇

第二種 危險品

安全燐寸(ブリキを以て包み木製の箱に容れたるものに限る)

斤を以て扱ふもの

百斤に付

三、七〇〇

但し二百斤未満は二百斤分を收受す
 噸を以て扱ふもの 一噸に付

五、〇〇〇

速達便扱貨物

百五十哩として一般賃率を適用し海陸連絡の場合は相互哩程を通算す
 濶大品には前記運賃に左の割増を爲す

重量八百斤才積六十立方尺を超過するもの	五割
同一噸同百立方尺を超過するもの	十割
同一噸半同百五十立方尺を超過するもの	十五割
同一噸同二百立方尺を超過するもの	二十割
同一噸半同二百五十立方尺を超過するもの	二十五割

大貨物航路運賃表

長さ十八尺、重量三噸、才積三百立方尺を超過するものは取扱はず
青森函館間

一級品	斤を以て扱ふもの	百斤に付	一、一八〇
二級品	斤を以て扱ふもの	一噸に付	二、五〇〇
三級品	斤を以て扱ふもの	百斤に付	二、二〇〇
高級品	斤を以て扱ふもの	一噸に付	二、七五〇
級外品	噸を以て扱ふもの	百斤に付	三、〇〇〇
		一噸に付	三、五〇〇

第一種 生獸類

馬(駒共)	一頭に付	六、〇〇〇
牛	同	六、〇〇〇
犢	同	三、〇〇〇
羊、山羊、豚、驢	犢に同じ	三、〇〇〇

第二種 危険品(甲板積に限る)

石油類	斤を以て扱ふもの	百斤に付	二、二〇〇
	噸を以て扱ふもの	一噸に付	二、七五〇
摺附木各種	斤を以て扱ふもの	百斤に付	二、六〇〇
	噸を以て扱ふもの	一噸に付	三、五〇〇

前二項斤を以て扱ふもの二百斤未滿は二百斤分を收受す

第三種 車輛類

自轉車、小兒車	一車に付	五〇〇
人力車	同	一、二五〇
自働自轉車	同	七五〇
馬車、自働車	同	一〇、〇〇〇
荷車、商品運搬車	同	二、〇〇〇

大貨物航路運賃表

荷馬車

一車に付

三、〇〇〇

速達便扱貨物

百哩として一般賃率を適用し海陸連絡の場合は相互哩程を通算す
長尺濶大品には前記運賃に左の割増を爲す

- 長さ十八尺、重量五百斤、才積五十立方尺を超過するもの 三割
- 重量千斤、才積百立方尺を超過するもの 五割
- 同千五百斤、同百五十立方尺を超過するもの 七割
- 同二千斤、同二百立方尺を超過するもの 十割
- 長さ二十尺、重量二千五百斤、才積三百立方尺を超過するものは取扱はず

宇野高松間

一、二、三、高級品

- 斤を以て扱ふもの 百斤に付 四、一〇〇
- 噸を以て扱ふもの 一噸に付 一、二〇〇

級外品

第二種 危険品

斤を以て扱ふもの 百斤に付 一、一〇〇

但し二百斤未満は二百斤分を收受す

噸を以て扱ふもの 一噸に付 一、二〇〇

第三種 車輛類

自轉車、小兒車 一車に付 一、一五〇

人力車 同 一、三七五

自働自轉車 同 一、二二五

速達便扱貨物

十五哩として一般賃率を適用し海陸連絡の場合は相互哩程を通算す
重量品には前記運賃に左の割増を爲す

- 五百斤を超過するもの 二割
- 七百斤を超過するもの 四割
- 長さ十六尺、重量千斤、才積百立方尺を超過するものは取扱はず

大貨物航路運賃表

海舞鶴小濱間

一、二、三、高級品

斤を以て扱ふもの

百斤に付

一、一五〇

噸を以て扱ふもの

一噸に付

一、八〇〇

一個の重量五百斤、才積五十五立方尺長さ十五尺を超過するものは取扱はず

級外品

第二種 危険品

石油類 斤を以て扱ふもの

百斤に付

一、二二五

但し二百斤未満は二百斤分を收受す

第三種 車輛類

自轉車、小兒車

一車に付

一、三〇〇

人力車

同

一、七五〇

自動自轉車

同

一、四五〇

速達便扱貨物

三十五哩として一般賃率を適用し海陸連絡の場合は相互哩程を通算す

海舞鶴宮津間

一、二、三、高級品

斤を以て扱ふもの

百斤に付

一、一〇〇

噸を以て扱ふもの

一噸に付

一、二〇〇

一個の重量五百斤、才積五十五立方尺、長さ十五尺を超過するものは取扱はず

級外品

第二種 危険品

石油類 斤を以て扱ふもの

百斤に付

一、一五〇

但し二百斤未満は二百斤分を收受す

第三種 車輛類

自轉車、小兒車

一車に付

一、二〇〇

人力車

同

一、五〇〇

自動自轉車

同

一、三〇〇

大貨物航路運賃表

速達便扱貨物

二十一哩として一般賃率を適用し海陸連絡の場合は相互哩程を通算す
宮津、文珠、府中、岩瀧、須津相互間

一、二、三、高級品

斤を以て扱ふもの

百斤に付

〇六〇

取扱制限及長尺濶大品に對する運賃割増は海舞鶴宮津間に同じ

速達便扱貨物(但し陸上又は他の航路と連絡の場合に限る)

百斤に付

〇六〇

大貨物運送取扱手續

明治四十三年一月三十一日
達 第五五號

改四十四年九月 四十四年十一月 四十五年六月 大正元年九月
正達第六八五號 達第八九七號 達第六二三號 達第一一七號

大貨物運送取扱手續別冊の通り相定め來る三月一日より施行す

大貨物運送取扱手續目次

第一章 總 則

- 第一條 取扱方
- 第二條 運送順序及運送列車
- 第三條 貨物運送標準時間
- 第四條 車輛準備
- 第五條 貸切扱貨車使用方
- 第六條 留置料違約金保管料
- 第七條 積卸器具
- 第八條 貨車器具毀損
- 第九條 保 護
- 第十條 事 故
- 第十一條 事故通知及届出
- 第十二條 諸表規則の整備及揭示
- 第十三條 秤具器其他の器具

第二章 受 託

大貨物運送取扱手續

- 第十四條 持込
- 第十五條 受附
- 第十六條 運送狀
- 第十七條 運送狀謄本
- 第十八條 受附時限
- 第十九條 中味検査
- 第二十條 荷造
- 第二十一條 異状
- 第二十二條 臨時の約束及特約條項
- 第二十三條 列車指定
- 第二十四條 荷札
- 第二十五條 運送経路
- 第二十六條 運賃料金の徴收
- 第二十七條 貨物通知書

第二十八條 貨物引換證

第三章 運送

- 第二十九條 積載方
- 第三十條 積載制限
- 第三十一條 貸切扱貨物積込
- 第三十二條 附添人
- 第三十三條 緩急車積貨物の受授
- 第三十四條 錠鎖封印覆布綱
- 第三十五條 車票
- 第三十六條 發送
- 第三十七條 積殘
- 第三十八條 貨物緩急車及代用貨物積載方
- 第三十九條 貨物緩急車代用
- 第四十條 通常貨物の積合

大貨物運送取扱手續

- 第四十一條 速達便
 - 第四十二條 中繼
 - 第四十三條 方向違車票違
 - 第四十四條 誤著拾得
 - 第四十五條 無通知貨物
 - 第四十六條 不著
 - 第四十七條 途中錯誤發見
 - 第四十八條 途中事故
 - 第四十九條 中斷
 - 第五十條 列車中止
 - 第五十一條 貨物の運送中止、返還其他の處分
- 第四章 到著及引渡
- 第五十二條 一車積貨物荷卸
 - 第五十三條 荷卸遅延

第五十四條 引渡

第五十五條 錯誤發見

第五十六條 著荷處分

第五十七條 證明書

第五十八條 第五十九條 附則

大貨物運送取扱手續 改正 四十四年十一月 達第八九七號

第一章 總則

第一條 取扱方

大貨物運送に關しては別段の規定あるものを除き總て本手續に依り取扱ふべし
異例の取扱を要する場合は其都度所屬上長の指揮を受くべし

第二條 運送順序及運送列車

貨物は左記各號順を以て受託の順序に従ひ運送すべし

- 一、火藥類其他危險品
- 二、死體

大貨物運送取扱手續

三、動物

四、腐敗し易き物品

五、特に指定したる貨物

六、前記各號以外の貨物

近距離殊に中間驛に到着する貨物は區間列車に依り遠距離のものは直通列車を以て運送すべし

其他運輸上正當の事由若くは公益上必要ありと認むる場合に於ては前第二項の規定に依らざることを得

第三條 貨物運送標準時間

貨物の運送は近距離一日六十哩、遠距離一日百哩速達便扱貨物及第二條第一項第一號乃至第五號の貨物は遠近に不拘一日百五十哩の割合を以て標準とす
前項の近距離とは百哩未滿を謂ひ其以上を遠距離とす

第四條 車輛準備

係員は運送貨物の種類に依り別に定むる使用制限に従ひ必要なる貨車及附屬品の準備を爲すべし

第五條 貸切扱貨車使用方

貸切扱の場合に於ける貨車使用方は特種車輛を除き左記各項に依りて取扱ふべし

貨車の容積は百立方尺を一噸とし重量は千六百九十三斤四四を一噸とす

容積及重量噸數同一なる貨車は總て標記の噸數に依る

重量噸數が容積噸數より大なる貨車は

(イ) 搭載貨物の才積及重量が標記容積噸數以下なるときは標記容積噸數に依る

(ロ) 搭載貨物の重量が標記容積噸數を超過するときは標記重量噸數に至る迄貨物の重量噸數に依る

但端數は噸に切上ぐ

容積噸數が重量噸數より大なる貨車は

(イ) 搭載貨物の才積及重量が標記重量噸數以下なるときは標記重量噸數に依る

(ロ) 搭載貨物の才積が標記重量噸數を超過するときは標記容積噸數に至る迄貨物の才積噸數に依る

大貨物運送取扱手續

但端數は噸に切上ぐ

第六條 留置料違約金保管料

運送貨物の積卸が荷主の負擔たる場合は係員に於て必要なる準備を整へ積卸時間を定めて荷主に通知すべし

貸切扱貨物にして前項の時間内に積卸を爲さざるときは規定の貨車留置料を徴すべし

貸切扱貨物に對する車輛準備の後荷主の都合を以て運送を中止したるときは規定の違約金を徴すべし

前二項の留置料及違約金は積載噸數判明せざるときは貨車標記噸數(重量、容積の噸數異なるものは小なる方に依る)に依り計算すべし

運送貨物到着したるときは直に荷受人に對し到着の通知を爲し且通知後二十四時間内に引取を爲さざるときは保管料を請求すべき旨を附記すべし

前項の時間内に引取を爲さざるときは規定の保管料を徴すべし

貨物引渡後荷受人の責任を以て貨物を停車場構内に留置し引取の催告に應ぜざる場合に於ては規定の貨物留置料を徴すべし

前項留置料は引取最終の時間を以て計算すべし

本條貨車留置料及違約金に關する規定は一車若くは一車以上を要するものにして積卸が荷主の負擔たる總ての貨物に準用す

第七條 積卸器具

貨物の積卸が荷主の負擔たる場合に於て驛備付の器具を使用したるときは其使用料の定めあるものは之を徴すべし

第八條 貨車器具毀損

荷主に於て貨物の積卸を爲し貨車又は器具を毀損したるときは直に現狀を取調べ所屬上長の指揮を受くべし

第九條 保護

受託貨物は其引渡を了る迄係員に於て盜難紛失滅失毀損減量其他の損害を防護すべき相當の處置を爲すべし

第十條 事故

貨物の盜難紛失滅失毀損減量不著延著其他の事故ありたるときは別に定むる手續に従ひて

大貨物運送取扱手續

調査報告すべし

第十一條 事故通知及届出

運送貨物の損害を防護する爲め必要と認めたる時又は事故發生の場合に於ては荷送人荷受人に通知し且其事態が告訴告發又は届出を要するものなる時は同時に其手續を爲すべし

途中驛に於て本條の手續を爲す場合は發著驛に電報し發著驛長は之を荷送人荷受人に通知すべし貨物が他の鐵道線と連帶輸送に係るものなる時は該連帶線へも通知すべし

第十二條 諸表規則の整備及揭示

驛には別に定むる所に從ひ貨物運輸に關する諸表の提示を爲すの外必要なる諸表規則類を整備し公衆の請求に應じて閱覽せしむべし

第十三條 秤量器其他の器具

秤量器は毎朝之を檢查し且其清掃を怠るべからず
覆布網其他の器具は一定の場所に置き散亂せしむべからず
覆布を疊むには其番號を現はし調査に便ならしむべし

第二章 受託

第十四條 持込

直に運送を爲すことを得ざる場合に於て特約を以て發送迄保管の爲め貨物の引渡を受けたるときは運送狀に條件を明記せしむべし

荷送人が自己の責任を以て發送迄貨物の留置を請求したるときは驛構内障碍と爲らざる場所限り持込置かしむることを得

前項貨物に對して留置料を徴收する必要ありと認むるときは所屬上長に經伺の上所定の料金を徴すべし

第十五條 受附

貨物運送の申込ありたる時は運送狀を差出さしめ左記各項に從ひ之が受附を爲すべし

- 一、貨物の品種、荷造、記號、數量、才積及狀態等各個に就き運送狀と對照して正當の託送なるや否やを細密に調査し後日紛争を生ずることなきを期すべし若し託送貨物に運送上紛らしきもの、附著しありたる時は之を取除かしむべし
- 二、軍用品なるときは公用たることを證する通券及物品を檢查して正當のものなるや否

やを確むべし

三、配達附貨物なるときは荷受人の住所が配達区域内なるや否や又物品が配達を爲し得るものなるや否やを確むべし

四、貨主に對しては發送に必要な事項を指示する外到着引取に關する諸般の注意を爲すべし

五、運送便の種類又は條件に就き運送狀に記載せるもの、外に便宜の方法あるときは託送者に一應の注意を爲すべし

六、死體託送の場合は死亡證書と運送狀に添附せる其寫とを對照し且其棺槨を檢查すべし

七、火藥類にして運搬許可證を要する場合は之が提示を求め檢閲すべし

第十六條 運送狀

運送狀には託送貨物の品種、數量、運送便の種類其他の要件を明瞭に記載せしむるの外左記各號に注意すべし

一、貨物の品名は其固有の名稱を記載し等級表中別名稱あるものは括弧を以て附記する

こと

二、貴重品及運輸規程第八十一條に示す動物増賃金の請求に應ぜざる場合は相當欄内に「否」と記入調印すること

但價格の明告を拒みたるものに在りては此限にあらず

三、斤量は必ず實斤量を記載し才積に據るものは幅、厚、長を別に記事欄に記載すること

第十七條 運送狀謄本

荷送人より運送狀謄本の請求ありたるときは左記の各號に據り作製交附すべし

一、運送狀用紙に謄寫して原本と割印すること

一、左記の通欄外に明記すること

原本により此謄本を作製す

年 月 日

驛にて

驛長印

第十八條 受附時限

貨物の受付は日出後日没前に在りては何時にても需に應ずべく必要ある場合に於ては日没

大貨物運送取扱手續

後日出前と雖も相當取締の上之が取扱を爲すべし

但し當日發送することを得べき場合の外謝絶することあるべし

第十九條 中味検査

荷送人の明告したる貨物の種類又は性質に付疑ある場合には係員は驛長の指揮を受け荷送人の立會を得て荷造を開き之が點檢を爲すべし

第二十條 荷造

貨物は其性質形狀に適應したる完全の荷造を施したるものにあらざれば之が受付を爲すべからず

荷造完全ならざるも自他に損害を生ずるの虞なく且運送上支障なしと認むるときは其荷造の不備に基因する貨物の減量毀損其他の損害を荷送人に於て負擔することを承諾する場合に限り之が受付を爲すことを得

前項の場合に於ては運送狀に「荷造不完全に付因て生ずる損害は荷主負擔とす」と明記調印せしめ且貨物通知書貨物引換證にも其旨明記すべし

第二十一條 異狀

貨物にして現品若くは荷造に濡損其他の異狀あるを認めたるときは運送狀に其現狀を明記調印せしめたる上之が受付を爲すべし

第二十二條 臨時の約束及特約條項

臨時の約束に依るべき貨物運送の申込ありたるときは其品種、數量、著驛等を具して所屬上長の指揮を受くべし

但驛長限り約束し得る規定あるものは此限にあらず

特約ある貨物は其運送狀に特約條項を明記せしめ且貨物通知書貨物引換證にも之を明記すべし

第二十三條 列車指定

貨車を旅客列車に連結し又は列車を指定して貨物運送の申込ありたるときは所屬上長に經伺の上之が受付を爲すべし

此場合に於ては運送狀に其旨を明記せしめ且貨物通知書、貨物引換證にも之を明記すべし

第二十四條 荷札

通常扱貨物は荷送人をして左記の區別に據り發著驛名荷送人荷受人の氏名又は記號及貨物

大貨物運送取扱手續

の品名個數（一口數個のものは何個の内と記載すること）を記載せる荷札を每個兩端に附せしむべし

一、鮮魚生介虫等濕潤性の貨物

木 札（凡そ幅一寸五分
長四寸以上）

一、其他の貨物

白色布又は堅
鞆なる紙札（凡そ幅一寸
長四寸以上）

速達便扱及配達附貨物は前項に準じ荷送人荷受人の住所氏名を記載せる木札二枚を附せしむべし

發送驛に於ては速達便扱貨物には所定の驛名札を附し又取扱上特に注意を要する貨物には「取扱注意」票を附すべし

貸切扱以外の貨物にして引換證附のものは青色布片を附し又運賃其他の費用著拂扱に係るものは赤色布片を附すべし

前各項荷札に記載すべき文字は明瞭に黒書又は黒印を以てすべし

第二十五條 運送徑路

貨物運送徑路に二途以上ある場合は荷主の指定に依りて之を定め運賃計算は其指定徑路の

哩程に據るべし

第二十六條 運賃料金の徴收

運賃其他の料金にして現拂扱のものは託送を受けたる際荷送人より之を徴收すべし
著拂扱に係るものは別に定むる手續に従ひ到着驛に於て荷受人より之を徴收すべし
著拂扱のものは運送狀に其旨を明記せしむべし

第二十七條 貨物通知書

貨物は運送狀に依りて要件を記入したる貨物通知書を作製し其一片を現品と共に著驛に送附すべし

一車積及貸切扱の貨物通知書は規定の手續に依り送附すべし

第二十八條 貨物引換證

荷送人より貨物引換證の請求ありたるときは左記各號に依り發行すべし

- 一、貨物引換證用紙の適當欄に要件を記入し驛長印を押捺し且其控と割印を爲すこと
- 二、貨物引換證は一切塗抹改竄すべからざること
- 三、貨物引換證の餘白は必ず斜線を以て抹消すること

第三章 運送

第二十九條 積載方

貨物は左記各號に依り積載すべし

- 一、片積にせざることを
- 二、物品の性質形狀に依り他に汚損を及ぼさしめざることを
- 三、流動體のものを上積と爲さざることを
- 四、崩落顛倒の虞なからしむること
- 五、長大なる貨物を無蓋貨車に積載するときは襍板に跨るものは相當の臺木を備へて之に觸れしめざることを
- 六、木材類を立積みと爲さざることを
但三材側以上の無蓋貨車に在りては側縁の上端より二呎以下なる貨物を満載し嚴重緊縛し得らるる場合に限り立積と爲すことを得
- 七、二車以上の場合は枕木を有する材木車を使用すべし

二車跨の場合

各車輛の負擔すべき重量の割合、可及的其標記噸數の割合に相等することを要す
不得已場合には所屬上長の承認を経て側板を取外したる無蓋貨車の中央に臺木を設け使用することを得但し此場合には臺木の附近に於て各車に就き一箇所以上緊結すべからず各車負擔重量は標記噸數の四分の三を超過するを得ず

三車跨の場合

前後の車輛のみに重量を負擔せしむべし
積載すべき貨物の撓み大にして不得已中間の車輛に重量を負擔せしむる場合には其積載方法に就き所屬上長の指揮を受くべし
三車跨以上の場合に於ける積載貨物は之を枕木に嚴重に緊結して運轉中前後に滑動せざることとを期し必要な場合には縮衝器頭と緩衝器函との間に相當金具を箝入し其伸縮を制限することを得車輛の重量負擔方は二車跨の場合に準ず
四車跨以上の場合には其都度所屬上長の指揮を受くべし

第三十條 積載制限

貨物は貨車標記重量噸數以上に積載することを得ず

大貨物運送取扱手續

無蓋貨車に貨物を積載するときは左記の制限を超過すべからず

一、中部に於て高く逐次低下して山形に積載する貨物

(甲) 三枚側以上の無蓋貨車

中心の高 (床板上より)

六呎六吋

側縁の高 (同上)

六 呎

(乙) 二枚側無蓋貨車

中心の高 (床板上より)

五呎六吋

側縁の高 (同上)

五 呎

二、山形に積載し得ざる貨物

(甲) 三枚側以上の無蓋貨車

高 (床板上より)

六呎三吋

(乙) 二枚側無蓋貨車

高 (床板上より)

五呎三吋

無蓋貨車に貨物を積載するときは貨車側縁の直立線より前後左右に突出せしむべからず

但濶大なる貨物は貨車の前後に八呎の高さは「積載定規」の範圍積載することを得

第三十一條 貸切扱貨物積込

貸切扱貨物を貨車に積載するときは係員は之に立會ひ運送狀と對照して監督を爲すべし

第三十二條 附添人

生獸類中馬匹(駒を含む)を有蓋貨車にて運送する場合は一車に附添人一人を請求し無賃同乗せしむべし

牛(犢を含む)運送の場合は一車に付附添人一人を限り無賃同乗せしむることを得

其他の生獸類運送の場合は必要に應じ附添人を要求し三等切符を以て乗車せしむべし

一車以上の火藥類運送の場合には必要に應じ三等切符を以て附添人を緩急車に乗車せしむべし

死體運送の場合に於ける附添人は三等切符を以て乗車せしむべし

第三十三條 緩急車積貨物の受授

緩急車積貨物(代用車積を含む)の受授は現品と貨物通知書とを對照して受授簿に依り受授を爲すべし

異狀又は過不足あるときは貨物通知書及受授簿に事由を詳記し當事者認印を爲すべし

第三十四條 錠鎖封印覆布綱

有蓋貨車に一車積貨物の積込を了りたるときは係員は所定の封印封鎖又は錠鎖を施すべし
運送の途中脱落崩壞の虞ある物品を無蓋貨車に積載するときは適當に綱を懸け且濡損燃焼
等の虞あるときは覆布を使用すべし
貨物を積載せる貨車にして停車場に滞留するときは必要に應じ錠鎖を施すべし

第三十五條 車票

車票は別に定むる所に依り作製し貨車の兩側に脱落せざる様挿入すべし

第三十六條 發送

貨車は貨物の積載方、封鎖、覆布、綱の施行、車票の挿入等完備せることを確むるにあらざれば發送すべからず

第三十七條 積殘

積殘貨物ありたるときは積殘大小貨物送附書を作製して發送の手續を爲すべし

第三十八條 貨物緩急及代用車積載方

貨物緩急車又は代用車に貨物を積込むときは貨物通知書と對照し驛順に整理し積卸に便ならしむべし

取扱不便なる貨物にして荷卸に手配を要するものは其旨を著驛中繼驛に電報すべし

第三十九條 貨物緩急車代用車

代用車は編成緩急車を以て貨物を輸送し得ざる場合に限り之が代用として特に指定驛に於て連結するものとす

代用車の積載貨物少く且つ前途に於て其必要なしと認めたるときは適宜代用車を減すべし
此場合に於て轉載したる貨物は其貨物通知書に轉載車號を記入すべし

代用車の増結を要するか又は引續き連結を要せざるときは其狀況を遲滯なく所屬上長へ報告すべし

第四十條 通常貨物の積合

通常扱貨物多數にして所定の緩急車又は代用車を以て輸送し能はざる場合は左の各項に依り貨車を使用することを得

一、積合驛數は二驛以内とし第一著驛より第二著驛に至る距離は五十哩以内とす

大貨物運送取扱手續

但し順路外の枝線又は關門間に跨り使用することを得ず
二、一驛に一車使用の場合は貨物重量又才積が使用貨車標記の重量又は容積噸數の二分の一以上なるとき

三、二驛積合の場合は一驛千斤以上二驛合して貨車標記重量噸數の二分の一以上若しくは容積噸數の四分の三以上なるとき

四、第一到着驛に於ては第二到着驛に積加ふるの外第二到着驛より遠距離行貨物も前各項に依り積載することを得

五、生糸、羽二重、生繭、鮮魚、野菜、生果、動物の如き高價品又は性質上急速輸送を要する貨物は積合貨車に搭載すべからず但し生糸、羽二重、野菜、生果限り第一著驛に到着するもの並第一著驛より第二著驛に積加ふるものにして該積合貨車が積載後遅滞なく連結發送せらるべき場合は此限に在らず

六、二驛積合せの場合貨物通知書は第一著驛に送付し第一著驛に於ては第二著驛に至る貨物を該貨物通知書と對照し取扱者認印の上更に發送すべし若し異狀ありたるときは貨物通知書に要領を明記し且つ發着驛に電報すべし

七、直通列車便なき本支線相互發着貨物にして五驛以内貨車票記重量噸數の二分の一以上若しくは容積噸數の四分の三以上なるときは第一項の制限に拘らず接續驛に宛て積合貨車を使用することを得

第四十一條 速達便

速達便扱貨物は通常貨物の積載方に準じ積込を爲し所定列車を以て運送すべし

第四十二條 中繼

中繼驛に於ては左記各號に依り發驛の取扱に準じ貨物の中繼發送を爲すべし

一、積合一車積通常扱貨物中繼

(イ) 貨物通知書と對照し積合一車積と爲し得るものは一車積と爲し其他のものは貨物緩急車若しくは代用車積と爲し更に發送の手續を爲すこと

(ロ) 本項の第二號に準じ中繼簿に要件を記入すること

二、貨物緩急車及代用車積通常扱貨物の中繼

(イ) 中繼貨物は貨物通知書と對照調査すること

(ロ) 貨物通知書より其要項を中繼簿に登録すること

大貨物運送取扱手續

(ハ) 中繼貨物發送のときは受授者中繼簿に認印して受授を爲すこと

(ニ) 中繼簿は列車毎に中繼貨物を合計し取扱者認印すること

中繼貨物を他車に積換へたるときは貨物通知書に其轉載車號を記入し取扱者認印すべし
中繼貨物に異状あるか又は貨物通知書と符合せざるときは中繼簿及貨物通知書に其旨を明記し且關係驛に電報すべし中繼貨物にして貨物通知書なきも著驛分明なるときは誤著大小貨物送付書を作製し之が發送を爲し中繼簿に其旨を明記すべし

一車積中繼貨物は夜間積卸を爲すべからず但已むを得ずして之を施行するときは驛長又は係員に於て嚴重監督すべし

第四十三條 方向違車票違

貨物運送中方向違又は車票違を發見したるときは發驛に電報し行先を確めて之が訂正を爲すと同時に其旨所屬上長に届出づべし

第四十四條 誤著拾得

誤著又は拾得したる貨物にして著驛分明なるときは著驛に電報し誤著大小貨物送付書を作製して速に發送を爲し著驛不明なる場合には所屬上長に其旨電報し指揮を受くべし

腐敗し易き物品なるときは第五十六條に準じ取扱ふべし

第四十五條 無通知荷物

乗務係員に於て貨物通知書なき通常扱貨物を發見したるときは便宜驛長に引渡し其處置を託すべし

但著驛分明なる場合は著驛々長に引渡すべし

前項の引渡を受けたる驛長は遲滞なく取調を爲し著驛分明なるときは誤著大小荷物送付書を作製し之が發送を爲し著驛不明等の場合は前條に準じ取扱ふべし

第四十六條 不著

貨物不著のときは遲滞なく發驛へ問合せたる後關係各驛へ照會すると同時に所屬上長に届出づべし

第四十七條 途中錯誤發見

途中驛に於て錯誤あることを發見したる場合は發著驛に電報し且發見驛所屬上長に届出づべし

過積發見の場合は發著驛に電報し且運轉上危險と認めたるときは該貨車を解放し分載運送

の取扱を爲すべし

但分載貨物に對する通知書に其理由を明記すべし

前二項の貨物到着したるときは著驛に於ては更に調査を遂げ第五十五條の手續を爲すべし
火藥類等特別の取扱を要すべき貨物なることを發見したるときは其運送を中止し發見所屬
上長の指揮を受くべし

第四十八條 途中事故

貨物運送中荷崩脱落其他の事故を發生したるときは左記各號に依り處理すべし

一、積荷の脱落荷崩又は車輛發熱等所用車輛の故障を發見したるときは車掌其他の乗務
係員は相當の手當を爲すべし若し積直し積換等を要するときは最近驛に解放し該驛長
に引繼の手續を爲すべし

二、前號の引繼を受けたる驛長は其旨を發著驛に電報し積直し又は積換の上發送すべし
此場合には貨物通知書（貨物通知書なきときは積直し又は轉載貨物に對する通知書を作
製し）に其事由を明記し且其顛末を所屬上長に届出づべし

三、脱落したる貨物を收拾し得ざる場合には車掌又は乗務員は脱落の狀況を調査し最近

驛長に其搜索方を求むべし驛長は脱落貨物を拾得したるときは拾得貨物に對する通知
書を調製し直に之が發送を爲して其旨を發著驛に通報し且其顛末を所屬上長に届出づ
べし之が發見し得ざるときも亦同じ

四、途中積換又は積直しを要する場合其費用は總て鐵道の負擔とす

第四十九條 中斷

天災事變其他已むを得ざる事由に依り列車の運轉を中斷したるときは中斷驛驛長は貨物の
保護に適當なる取扱を爲したる上發著驛に電報し發著驛長は荷送人及荷受人に其旨を通知
すべし

前項の場合荷送人又は貨物引換證所持人に於て貨物の引渡を請求したるときは到着の場合
に準じ引渡を爲すべし

返送の請求ありたるときは事由を明かにしたる貨物通知書及送還貨物に對する通知書を添
へて發驛又は其順路途中驛迄無賃送還を爲し送還著驛に於ては到着の場合に準じ引渡を爲
すべし

第五十條 列車中止

大貨物運送取扱手續

途中にて列車運轉を中止したるときは貨物緩急車積及代用車積貨物は成るべく速達する列車を撰びて運送すべし

前項の場合には中繼貨物に準じ取扱ふべし

第五十一條 貨物の運送中止、返還其他の處分

荷送人又は貨物引換證所持人より貨物託送後運送中止、返還其他の處分の請求ありたるときは別に定むる手續に依り之が需に應ずべし但し貨物到着後荷受人が其引渡を請求したる後は此の限に在らず

第四章 到着及引渡

第五十二條 一車積貨物荷卸

一車積貨物到着したるときは其錠鎖封印覆布綱及車票等の状態を檢查し荷卸の手續を爲すべし荷卸の際錠鎖封印其他に異狀あるときは引渡完了する迄車票錠前及封印等を保存すべし

荷主に於て荷卸を爲す場合は係員之に立會ひ貨物通知書と對照し荷卸の監督を爲すべし

一車積通常扱貨物は夜間荷卸を爲すべからず但し已むを得ずして之を施行するときは驛長又は係員に於て嚴重監督すべし

第五十三條 荷卸遅延

荷主に於て荷卸を遅延し其指定時間内に之を爲さざるときは事宜に依り荷主の費用を以て處理すべき旨を通告し荷卸を爲すことを得

前項に依り荷卸を爲したる貨物は適當なる保管を爲し置き之が引渡を爲すときは規定の貨車留置料保管料及荷卸其他の費用を徴すべし

第五十四條 引渡

到着貨物は貨物通知書と對照調査し左記各號に依り引渡を爲すべし

一、驛渡のものは荷受人に對し速に貨物到着の通知を爲すべし

二、速達便其他配達附に係る貨物は速に配達の手續を爲すべし

三、貨物通知書を持參せずして貨物引渡の申出を爲すものあるときは正當の荷受人たることを確認し保證狀を徴したる上前記の取扱を爲すべし

特に承認せる荷受人に引渡を爲す場合には本號の貨物通知書若くは保證狀を徴するに及ばず

貨物通知書不著の場合には發驛へ電報し必要の事項を確めたる上前項に準じ引渡を爲すべし
引換證を發行したる貨物に在りては引渡の際之を提示せしめ領收の裏書を爲さしめて之と引換に現品を引渡すべし
前項の貨物引換證を所持せずして貨物引渡の請求ありたるときは別に定むる所に従ひ之が引渡を爲すべし

第五十五條 錯誤發見

到著貨物調査の際過積混載品名違其他の錯誤を發見したるときは之が訂正の手續を爲すべし若し賃金に異動を生ずる場合は規定に依り追徴又は拂戻の手續を爲すべし
前項の場合告訴發又は届出を要するものなるときは速に其手續を爲すべし

第五十六條 著荷處分

到著貨物にして引渡を爲し得ざるときは左記各號に依り處理し其旨所屬上長に届出づべし
一、荷受人なきか又は引渡に關して争ある場合に於ては發驛に照會し該荷送人の指圖を求むべし

- 一、荷送人不明なるとき又は腐敗し易き物品なるときは所屬上長の指揮を受くべし
- 二、物品の腐敗し易きか爲所屬上長の指揮を待たば却て損害を大ならしむるの虞ありと認むる場合は直に之を公賣し代金を保管し置き其旨を發驛に照會し荷送人に通知せしめ且荷受人にも之を通知したる上上長の指揮を受くべし
- 三、現品又は其代金を引渡すことを得ざる場合には上長の指揮を受くべし

前項の場合に於て費用を要したるときは荷送人又は荷受人より之を徴收すべし

第五十七條 證明書

貨物引渡の際重量若くは物品の状態に付證明の請求ありたるときは驛長は別に定むる手續に従ひ證明書を交附すべし但し寫を添へ所屬上長に届出づべし

附 則

第五十八條

本手續に於て驛と稱するは船舶課釜山派出所及荷扱所荷物取扱所を含む

第五十九條

従前の諸達にして本手續と重複又は抵觸するものは本手續實施の日より廢止す

同手續第二條ノ品名ニ關スル件

明治四十三年三月二日
達第一三二號

四十三年一月三十一日達第五五號第二條第一項第三號第四號及第五號の品名左の通り相定

む

三、動物

牛、馬、豚、家禽等の動物

四、腐敗し易き物品

生繭、蠶卵紙、鮮又は生たる及蒸又は焼たる魚介蟲類、鮮肉、氷、卵、生果、野菜、

甘藷、生花、桑葉、樹木、植木類、苗木、

五、特に指定したる貨物

引越家具、演劇道具、絹布、生糸、茶、院有貨車覆布及綱、其他運輸部營業課に於て指定する貨物

噸ノ計算方

明治四十三年三月十二日
達第一六三號

來る四月一日より一噸を二千二百四十「ポンド」(一千六百九十三斤四四)として取扱ふべし

等級表に品名を記載せざる貨物取扱方の件

明治四十二年十一月十日
達第九三九號

改大正元年九月
正達第一一七號

大貨物等級及運賃表に品名を記載せざる貨物の扱方左の通り一定す

從前の諸達にして本達と重複又は牴觸するものは廢止す

一 浮石

第一級石に依る

一 醋酸石灰(發火の虞なきもの)

同 石灰各種に依る

一 砲車

同 砲熗に依る

一 亞鉛粉、同釘、同針金、同板の凸凹ありて屋根板に使用するもの

同 亞鉛に依る

一 棕梠畚、繩屑、菅筵、麥藁製麥酒外被

同 藁繩及藁筵に依る

一 便利瓦、紙瓦

同 瓦及磚に依る

一 古新聞紙、塵紙

同 紙に依る

等級表に品名を記載せざる貨物取扱方の件

- 一 馬鈴薯、干甘藷 第一級甘藷に依る
- 一 竹屑、割竹、煙管竹、筆軸竹、釣竿(繼きたるものを除く)笹同 竹枝共に依る
- 一 苔 同 皮草に依る
- 一 胡麻、荳の實、苧の實 同 菜種に依る
- 一 鍬、鋤、箕、唐箕、鎌、千石通し、粗摺臼、桑扱、養蠶具、
豆粕截斷器 同 農業用器具に依る
- 一 湯 花 同 礦物に依る
- 一 蓮の葉、砥草 同 草類に依る
- 一 葛粉、寒晒粉、片栗粉、晒餡 同 粉類(食用)に依る
- 一 杉葉の粉、五倍子粉、生麩粉、石粉、滿掩粉、蕨粉 同 粉類(不食用)に依る
- 一 鋳力板、鋳力屑、帶鐵、鐵鋸、コ工形鐵材 同 鐵及鋼に依る
- 一 茶の葉(生の)、櫻の葉(鹽に漬けたる) 同 木の葉に依る
- 一 五倍子 同 木の實に依る
- 一 蛹、煙草の粉、白子、人造肥料其他表中詳記なきもの

にして肥料に使用するときは

- 一 灰 水 同 肥料に依る
- 一 炭 團 同 水に依る
- 一 烏居(彫刻なき)、石碑(彫刻なき)、磨きたる石磬(學
校用を除く) 第二級石(工を受けたるもの)
に依る
- 一 齒磨楊子 同 刷毛に依る
- 一 手 桶 同 容器類に依る
- 一 附木(硫黄を附したる) 同 經木及匏屑に依る
- 一 バケツ、亞鉛管 同 亞鉛にて製したる物に
依る
- 一 草 蔓 同 藤及籐等の蔓に依る
- 一 素燒壘 同 土器に依る
- 一 防腐劑 同 塗料に依る
- 一 洗米器 同 家具に依る

等級表に品名を記載せざる貨物取扱方の件

紙袋類、澁紙、扇地紙、商標用紙、現字紙、吸墨紙、短冊紙、

新聞川紙荷札(文字其他印刷なきもの)

麵類干したる、甘藷(細片を蒸且干したる)

格子戸、屏風縁、葭戸

麻繩、棕柶繩、麻棕柶混作繩、莞繩、蔴繩

櫻の花(鹽に漬けたる)、山葵其他野菜粕漬

桃胡、銀杏

柳行李未製品

栓及飲口

鋳力にて製したる物

笠簀未製品

鑛油、鬢付油、除蟲液、明輝油、久美油、火止油、テレメ

ン油、(以上五種とも發火の虞なきもの)

第二級紙に依る

同 乾物に依る

同 建具類に依る

同 綱及繩に依る

同 漬物に依る

同 果物各種に依る

同 柳に依る

同 塞子に依る

同 鐵及鋼にて製したる物

同 に依る

同 雨具に依る

同 油及脂各種に依る

同 油及脂各種に依る

葛苧、イチビ皮

苳安、甘茶

角砂糖

松脂、トロ(製紙用木汁)

荷棒、柄各種

同 麻類各種に依る

同 藍葉に依る

同 砂糖各種に依る

同 樹脂各種に依る

同 木材工を受けたるもの

同 に依る

郵便行囊(ツヅラ、郵便箱、同受付箱、マッチ箱、張籠)

蹄鐵、轡、手綱等馬具として使用する一切のもの

雪駄、雪駄後金、下駄表、草履表、亞鉛製下駄表、麻裏草履

瓢箪屑

燭臺(彫刻なきもの)電球、ランプ口金

羅紗、唐縮緬、毛繻子、糸入綿布、綿ビロード、帆布、

毛布、手拭

蘭草細工物、經木真田

第三級容器類に依る

同 馬具に依る

同 履物各種に依る

同 瓢箪に依る

同 燈器各種に依る

同 織物及編物に依る

同 藁細工物に依る

等級表に品名を記載せざる貨物取扱方の件

風呂桶、盥、筆筒、椅子、鐵瓶、飯櫃

第三級家具類に依る

紙箱

同 紙細工品に依る

活版用インキ

同 活版類に依る

弓矢

同 體術道具に依る

シダ細工物、梭、竹籜、釣竿(繼きたる)

同 竹、藤及蔓にて製したるものに依る

藍藻、紅柄、其他表中詳記なきものにして染料に使用するときは

同 染料各種に依る

瓶詰及樽入食用品

同 罐詰各種食用品に依る

水飴

同 菓子に依る

木櫛未製品

同 櫛に依る

石磬(學校用)、石筆、白墨

同 文具各種に依る

紅花其他表中詳記なきものにして繪具に使用するときは同
幌(發火の虞なきもの)覆布(發火の虞なきもの)、

同 繪具及顔料各種に依る

傘、口、傘骨、日傘

同 雨具各種に依る

篩の側、曲輪、折箱(木製)、大鼓の胴、木製箸

同 木にて製したる器物に依る

鐘、鈴

同 金屬にて製したるもの各種に依る

鬘斗糸、絹(紡ガザル)、ノイル糸(紬糸)

同 生皮等に依る

羅紗古服

同 綿古衣に依る

腹掛、股引、脚絆、麻綿新袋、シャツ

同 綿布類にて製したる物に依る

鯉節、同削屑、鮮節、燒魚、蒸魚、煮魚、蒲鉾、魚煎餅、雲丹、

食麵麩、蒟蒻、豆腐、餅、搔餅、氷餅、煎海鼠、海鼠腸、鹽辛、

麩(生の)、魚味噌粕漬、加味香料品、蝗(干したる)、豆(煎

りたる)蒸貝蟲

同 食物に依る

花筵、花塵、座蒲團

同 敷物各種に依る

等級表に品名を記載せざる貨物取扱方の件

- 一 水引金糸の類 第三級元結に依る
- 一 引越荷物は荷主若くは其代理者が托送の場合に限り 同 引越荷物に依る
- 一 簀 同 簾に依る
- 一 蟲糸 高級品糸に依る
- 一 仕込杖 同 刀剣類に依る
- 一 繪圖 同 地圖に依る
- 一 鏡臺 同 鏡附屬品共に依る
- 一 鬻形 同 髪飾に依る
- 一 肉桂(根皮共)、曹達(洗濯用を除く)樟腦精、樟腦液、 同
- 一 桔梗の根 同 藥品に依る
- 一 位牌、神宮大麻 同 守札に依る
- 一 白粉、紅、コスメチック其他化粧に使用する一切のもの 同 小間物に依る
- 一 高級品器械は組立てざるものも之に準ず
- 一 第九項により三級品賃金に依るべきもの

人骨、煙火筒、吹矢及吹矢道具、粉墨(墨の原料)庭園用袖垣、靈芝、猿腰掛、ヘルト(瓦の下へ布くに用ふるもの)空氣銃、バツキング、氷嚢、鹽温石、蜜柑の皮、橙の皮

航路標識用石油等級 明治四十二年十一月十日 達第九三七號

左記貨物は航路標識管理所直接托送の場合に限り第二級の油として取扱ふべし
一 航路標識用石油

「フタルマリン」等級 明治四十年六月八日 鐵運乙第四八一號

「フタルマリン」は運送上危険の虞無之ものに付自今高級品藥品として取扱差支なし

穀等級 明治四十一年五月一日 公報注意

穀は等級表第一級「穀物の穀及糠類」の部に明記しあるを以て肥料により取扱ふべからざるものとす

追て「肥料」の部に「糠類」とあるは「糠及麥糠」と解釋すべし

等級表に品名を記載せざる貨物取扱方の件

「カーバイト」等級 明治四十一年五月十一日
公報注意

「カーバイト」は級外品第二種生石灰に準じ取扱ふべきものとす

北陸線高岡發銅製火鉢等級 明治四十一年十月六日
公報注意

北陸線高岡發銅製火鉢にして木製臺附きのものは銅器として取扱ふべし

加茂式火止油等級 明治四十二年九月二日
公報注意

專賣特許一五八〇四號加茂式火止油(比重 ρ_{15} メ三十度(攝氏三十度ニテ)引火點攝氏六十五度(華氏百四十九度))は托送者に於て其擬造又は變造にあらざることを確認する場合に限り二級油により取扱ふべし

ツバメ印安全油等級 明治四十二年九月二十五日
公報注意

ツバメ印安全油(比重攝氏十五度半に於て〇、八七四、引火點攝氏七十七度華氏百七十度)は托送者に於て其擬造又は變造にあらざることを確認する場合に限り二級油により取扱ふべし

仁科商會專賣特許仁科保溫劑等級 明治四十二年十月十九日
公報注意

本貨物は、大貨物運賃手数料及等級表第八により三級品賃金にて取扱ふべきものとす注意を要す

鹽化カリ等級 明治四十二年十月十九日
公報注意

常磐線川尻驛附近產出鹽化カリ(海草を火力にて灰となし沃度を採り其殘物より製したるもの)は第一級鹽により取扱ふべし

級外品車輛類取扱方に關する件 明治四十三年二月十五日
公報注意

來る三月一日以降級外品第三種車輛類にして車體と車輪を分離したるものを纏め托送の場合及車體若くは車輪のみ托送の場合は總て二級車により取扱ふべし又自己の車輪又は汽力にて運轉する車輛類は重量により賃金を計算し且つ第十二の割増をなさざるものとす

等級表に品名を記載せざる貨物取扱方の件

真正火止吾妻油等級

明治四十三年二月十五日
公報注意

真正火止吾妻油(比重攝氏十五度に於て〇、八五八、ボーメ三十四度、引火點攝氏五十度)は
托送者に於て擬造又は變造にあらざる事を確認する場合に限り二級油により取扱ふべし

安心燈油及天然火止三德油等級

明治四十三年四月十六日
公報注意

安心燈油(比重攝氏十五度に於て〇、八九〇五、ボーメ二十八度弱、引火點攝氏百八度)及天
然火止三德油(比重攝氏十五度に於て〇、八八九、ボーメ二十八度強、引火點攝氏六十八度)
は托送者に於て擬造又は變造にあらざる事を確認する場合に限り二級油により取扱ふべ
し

珪酸曹達等級

明治四十四年三月三十日
公報注意

珪酸曹達は貨物等級及運賃表中運賃計算方其他第九項を適用し三級品賃金により取扱ふ
べきものとす

真正火止國華油等級

明治四十四年三月二十五日
公報注意

國華油(比重攝氏十五度に於て〇、八九〇二ボーメ二十八度、引火點攝氏九十六度)は托送者
に於て擬造又は變造にあらざる事を確認する場合に限り二級油により取扱ふべし

萬歳印火止油等級

明治四十四年一月十三日
公報注意

萬歳印火止油(比重攝氏十五度に於て〇、八八五、引火點攝氏八十二度)は托送者に於て擬造
又は變造にあらざる事を確認する場合に限り二級油により取扱ふべし

煙草撰屑等級

明治四十四年五月十一日
公報注意

煙草撰屑(煙草製造作業中に生したる出屑の内より塵埃其他の雜物を除去したる煙草の細
片又は刻屑)は第三級煙草により取扱ふべきものとす

智利硝石大貨物等級

明治四十三年六月七日
公報注意

等級表に品名を記載せざる貨物取扱方の件

智利硝石にして麻袋入又は麻袋入の上を更に藎にて包装し凡そ左記雛形の如き保證票（明治四十一年八月十三日農商務省令第十七號參照）を付著せるものは之を肥料として取扱ふべきものとす

保	肥料販賣人住所氏名
證	智利硝石
形	票 本品百分中 主成分量 硝酸性窒素

アスファルト等級 明治四十三年十二月二十日 公報注意

アスファルト（土瀝青）は第二級塗料瀝青に依り取扱ふべきものとす

カラメル等級 明治四十三年九月二十二日 公報注意

「カラメル」(主として醬油色付に用ふ)は三級食物に依り取扱ふべきものとす

駱駝、象等級 明治四十三年十二月十六日 公報注意

一 駱駝 級外品第一種馬に依る

一 象 高級品動物に依り貸切扱として取扱ふべきものとす

浮粉等級 明治四十三年十二月二日 公報注意

浮粉(主として糊の原料)は第一級粉類に依り取扱ふべきものとす

クリスタル等級 明治四十四年六月八日 公報注意

「クリスタル」曹達は高級品藥品に依り取扱ふべきものとす

芒硝及電氣瓦斯水道等ノ「メートル」等級 明治四十四年六月二十七日 公報注意

芒硝は高級品藥品により、電氣瓦斯水道等の「メートル」は同器械により取扱ふべきものと

等級表に品名を記載せざる貨物取扱方の件

す

藁切器等級

明治四十四年六月三十日
公報注意

藁切器は第一級農業用具に依り取扱ふべきものとす

級外品第二種劇薬及「ファイバー」、里芋生姜類等級

明治四十四年八月
二日 公報注意

級外品第二種劇薬は腐蝕侵害性若くは發火性等運送上危険の虞あるものに限るものとす

「ファイバー」(電氣絶縁、煙草入、爪革、箱張、帽子裏、敷物等に使用するもの)は第九項を適

用し三級品賃金により取扱ふべきものとす

里芋生姜等の如きは食用たると種子用たるとを問はず總て二級野菜により取扱ふべきものとす

ウエストミニスター油及赤燐等級

明治四十四年九月二十七日
公報注意

一 紐育スタンダード石油會社發賣ウエストミニスター油(比重〇、七八四〇引火點攝氏五

十一度)は託送者に於て擬造又は變造にあらざる事を確認する場合に限り二級油に依り取扱ふべきものとす

一 赤燐は高級品藥品により取扱ふべきものとす

天然火止愛國油等級

明治四十五年三月一日
公報注意

天然火止愛國油(比重〇、八六一六引火點攝氏五五度)は托送者に於て擬造又は變造にあらざる事を確認する場合に限り二級油に依り取扱ふべきものとす

秋刀魚其他鹽物等級

明治四十五年四月十二日
公報注意

秋刀魚其他魚類の一と鹽物にして其腐敗し易き程度略ほ鮮魚と同様なるものは鮮魚として取扱ふべきものとす注意を要す

閃光蠟燭等級

明治四十五年六月十二日
公報注意

諍岡市追手町岡本久藏製造閃光蠟燭は第三級玩物に依り取扱ふべきものとす

等級表に品名を記載せざる貨物取扱方の件

寶田石油會社製各油等級

明治四十五年六月十四日
公報注意

寶田石油株式會社製造左記各油は托送者に於て擬造又は變造にあらざる事を確認する場合に限り二級油に依り取扱ふべきものとす

- 一、青全勝油(引火點攝氏六〇度、比重〇、八六〇〇)
- 一、黒全勝油(引火點攝氏九〇度、比重〇、八八一〇)
- 一、赤全勝油(引火點攝氏九五度、比重〇、八八九〇)
- 一、二號輕油(引火點攝氏八五度、比重〇、八八七〇)
- 一、三號輕油(引火點攝氏九五度、比重〇、九一九〇)
- 一、稻荷印驅蟲油(引火點攝氏一〇五度、比重〇、九〇八〇)

瓦斯輕油等級

大正元年九月十日
公報注意

東京瓦斯株式會社製品瓦斯輕油(比重一、〇〇八四引火點攝氏五八度)は托送者に於て擬造又は變造にあらざる事を確認する場合に限り二級油に依り取扱ふべきものとす

ビーバー、ボード等級

大正元年九月十六日
公報注意

ビーバー、ボード(木髓より製し厚紙様のものにして瓦下敷、漆灰又は壁紙の代用として家屋の壁及天井を蔽ふに用ふるもの)は第二級紙により取扱ふべきものとす

水力電氣及瓦斯器械等級

大正元年十月十日
公報注意

水力電氣及瓦斯器械(附屬品共)は三級品器械各種に依り取扱ふべきものとす
本年八月五日公報注意事項「貨物等級に關する件」は廢止す

貨物一口の解釋其他に關する件

明治四十二年九月二十日
達第七九九號

改 四十五年四月 大正元年九月
達第三七六號 達第一一七號

運送貨物一口の解釋其他運賃徵收方左の通り相定め來る十月一日より實施す
從來の諸達にして本達と重複又は牴觸するものは本達實施の日より廢止す
一、通常扱は同時の託送にして運賃一計算のものを以て一口とし、貸切扱は一車を以て

貨物一口の解釋其他に關する件

一口とす

但通常扱貨物にして二車以上に分載する場合は一口として計算するを得ず

二、大貨物等級及運賃計算方其他第十一により三噸分の賃金を徴する場合は噸扱の賃率により運賃を計算すべし

三、十八尺を超過する長尺貨物(通常扱)を十五噸及十八噸積ボギー無蓋車に積載の場合其重量六噸に満たざるときは噸扱の賃率により六噸分の運賃を計算し相當割増をなすべし

前項の貨物を二十噸乃至二十五噸ボギー無蓋車に積載の場合其重量九噸に満たざるときは噸扱の賃率により九噸分の運賃を計算し相當割増をなすべし

四、二車跨以上の長尺貨物は總て一口として運賃を計算し相當割増をなすべし

五、割増をなすべき長尺重量貨物と普通貨物とを一口とし取扱ふ場合は總重量に對し運賃を計算し相當割増をなすべし

六、(削除)

七、(削除)

八、運送途中より貨車を旅客列車に連結する場合は大貨物等級及運賃表中運賃計算方其他第十八に準じ發驛よりの賃切扱相當賃金の二倍を以て運賃を計算すべし

貨物の運送中止、返還其他の處分の請求ありたる場合に於

ける取扱手續

明治四十四年十一月十七日 改 大正元年九月
達 第八八九八號 正 達第一一七號

四十三年一月達第五五號大貨物運送取扱手續第五十一條の場合に於ける取扱手續左の通定む

貨物の運送中止、返還其他の處分の請求ありたる場合に於ける取扱手續

貨物託送後運送中止、返還其他の處分に關し荷送人又は貨物引換證所持人より請求を受けたる發著驛又は途中驛に於ては電報其他應急の方法を以て現貨物の所在を確認したる後請求書を徴し左記各項に依り之が需に應ずべし

一、發著驛又は途中驛に於ては發驛に於て曩に交付せる貨物通知書甲片又は貨物引換證を提出せしめ其要件を記入調印の上之を還付すべし

但し第二項(イ)の場合賃金收入報告前に在りては貨物通知書甲片又は貨物引換證を

貨物の運送中止及返還其他取扱手續

提出せしめ總て取消の手續を爲すべし

二、賃金(運賃及航路運賃其他を含む、以下同じ)の徴収又は拂戻は左記各號に依る
但し運送徑路に二途以上ありて賃金計算が運送徑路の哩程に依らざる場合は所屬上長に經伺の上處理すべし

(イ) 發送前運送見合の場合は左の割合に依り手数料を徴収すべし
但し賃金收入報告済に係るものは本號料金を差引き殘額に對し拂戻の手續を爲すべし

通常斤扱及速達便扱 百斤に付 金 貳 錢

通常噸扱 一噸に付 金 拾 五 錢

貸切扱 同 金 拾 錢

級外品第一、三、四、五、六種は所屬上長に經伺の上處理すべし

(ロ) 發送後中止の場合に於て現貨物が中止驛を通過せざる時は發驛中止驛間の賃金と既收賃金との差額を徴収又は拂戻すものとす若し現貨物が中止驛を通過したるときは發驛現到達驛間の賃金と現到達驛中止驛間の賃金とを各別に計算し合算の上

既收賃金との差額を徴収又は拂戻すものとす返還又は發驛を通過して他の方向に著驛變更の場合も亦之に準ず

(ハ) 途中驛より分岐する他線に著驛變更の場合に於て現貨物が接續驛を通過せざるときは發驛接續驛間の賃金と接續驛變更著驛間の賃金とを各別に計算し合算の上之と既收賃金との差額を徴収又は拂戻すべし若し現貨物が接續驛を通過したるときは發驛現到達驛間の賃金と現到達驛變更著驛間の賃金とを各別に計算し合算の上之と既收賃金との差額を徴収又は拂戻すべし

(ニ) 著拂扱の場合に於ては前各號により賃金を徴収し既に計算せる賃金との差引を爲さざるものとす

(ホ) 著驛より返還の場合又は著驛を前途に變更の場合は更に著驛發驛間又は著驛變更著驛間の賃金を徴収すべし

三、前項賃金の徴収又は拂戻及立換金の回収は總て請求を受けたる驛に於て其手續を爲すべし

著拂扱の場合に於て發驛と中止又は變更著驛間に於ても亦著拂扱を爲し得るときは請

貨物の運送中止及返還其他取扱手續

求に依り著拂扱と爲すことを得若し著拂扱と爲すべき賃金が現貨物の價格に對し規定の割合を超過する場合は請求を受けたる驛に於て著拂扱を謝絶し全部現拂扱と爲べし

四、中止又は變更著驛(返還の場合にをける發驛を含む)に於ては總て到着に準じ取扱ふべし

五、帳表類取扱方は左記各號に依る

(イ) 第二項(イ)の場合賃金收入報告前のものを除き總て貨物賃訂正要求書を發行急速處理の扱を爲し初葉甲片は調査課報告用に乙片は驛控に次葉甲片は請求者交付用に乙片は著驛(著驛に於て請求の場合は發驛又は緩急車積の場合は現貨物所在驛)通知用に供し尙發送後に係るものは第三葉を用ひ其甲片を中止又は變更著驛に回付すべし

途中驛に於て請求を受けたる場合は別に第三葉の乙片を發驛に回付すべし

發驛に於て返還の請求を受けたる場合又は中止驛に於て中止の請求を受けたる場合は第三葉の甲片を自驛に保存すべし

(ロ) 前號の通知に依り著驛(緩急車積の場合は現貨物所在驛)に於て貨物通知書乙片を中止又は變更著驛(返還の場合に於ける發驛を含む)に回付する場合は其要件を記事欄に記載すべし

(ハ) 著拂扱の場合中止又は變更著驛(返還の場合に於ける發驛を含む)に於ては當該貨物賃訂正要求書に基き著拂貨物賃收入切符を發行處理すべし

(ニ) 本手續に依り發行する貨物賃訂正要求書は其上部に「中止又は返還又は著驛變更」と又下部相當欄に其要件を記載して前各號所定の取扱を爲すの外總て運輸收入帳表類取扱手續に依るものとす

(ホ) 本手續に依る貨物の發送又は到着月報は總て發驛又は中止、變更著驛(返還の場合に於ける發驛を含む)に於て作製し其運送徑路及中止、變更等の要件を記事欄に記載すべし

著驛(緩急車積の場合は現貨物所在驛)に於ては貨物賃訂正要求書に依り到着月報の計外に記載すべし

六 本手續執行上必要を認めたる場合は電報其他應急の方法を以て處理すべし
但し本手續所定の手續を省略することを得ず

貨物の運送中止及返還其他取扱手續

七、本手續に規定せざる事項は一般の規程を準用す

大貨物扱蒟蒻玉取扱に關する件

明治四十三年九月十九日
公報注意

大貨物扱蒟蒻玉(生)は本年三月達第一三二號中野菜に準じ取扱ふべきものとす

第一種生獸中牛馬にして順路驛行同種類のものを同一荷主

托送の場合取扱方の件

明治四十五年二月二十日
達第一〇五號

級外品第一種生獸類中牛(犢共)、馬(駒共)にして順路驛行同種類のものを同一荷主托送の場合には荷主の希望に依り二車分の賃金を徴し一車に積合せ取扱ふことを得
附添人無賃同乗方は大貨物運送取扱手續第三十二條に依る但し請求に依り二人迄無賃同乗せしむることを得

長尺濶大なる貨物の取扱方に關する件

明治四十三年三月七日
公報注意

大貨物運送取扱手續第二十九條第七項により普通無蓋貨車を使用する場合二車跨貨物の重

量は各車標記重量噸數の四分の三を超過するを得ざる事となりたるが端數を生ぜし場合は各別に切上げたる重量噸數まで搭載し得るものとす而して貸切扱の場合に於ける賃金計算方は左の如し

各車標記重量噸數の四分の三(端數を生ぜる場合は各別に噸に切上ぐ)を合計せる噸數に對する相當賃金

三車跨以上の場合に於て止むを得ず普通無蓋貨車を使用するときは其重量負擔力は二車跨の例に準ずべく貸切扱の場合に於ける賃金計算方は重量を負擔すべき貨車及負擔せざる貨車共各標記重量噸數の四分の三(端數を生ぜる場合は各別に噸に切上ぐ)を合計せる噸數に對する相當賃金を徴收するものとす

三車跨貨物賃金計算に關する件

明治四十四年六月一日
公報注意

三車跨貸切貨物運送の場合前後に材木車中間に普通無蓋車を使用するときは通じて標記重量噸數により賃金を計算すべきものとす

鐵道運輸規程第九十五條の場合取扱方の件

明治三十七年十一月
鐵運乙第一四一二號

長尺濶大貨物取扱方の件

鐵道運輸規程第九十五條により特約を爲す可き場合には左記の通り運送狀記事欄内に記載し荷送人をして署名捺印せしむべし

一本貨物は鐵道運輸規程第九十五條但書により搭載運送さるゝことを特約したるものに付之れより生ずる損害に對しては賠償請求不致候

明治三十二年十月六日付鐵道乙第二二二六號達示は爾今廢止す

(備考)

明治三十七年十一月二十九日
日報注意

鐵道運輸規程第九十五條に依れば貨物の性質により鎖錠保護を要し又は雨濡を避くる必要あるもの若くは火氣に感じ易き物品と雖特約あるに於ては有蓋貨車に搭載せざるも之が爲め當然生ずる損害に對し鐵道は何等の責任を負はざるものに付自今荷送人の請求に應じ家畜車魚運車油運車若くは無蓋車等に搭載する場合は本達に依り特約の手續を爲すべし

通常扱貨物一口中一個五百斤以上及其他取扱方の件

明治四十一年四月四日公報注意

通常扱貨物一口の内に一個の重量五百斤以上若くは才積三十才以上のもの(運輸規程第九

十二條により積卸が貨主の負擔たるべきもの)あるときは其旨運送通知書記事欄に明記するを要す

氷入鮮魚に關する件

明治四十一年四月二十七日
公報注意

著驛又は中繼驛に於て減斤を發見したる鮮魚類にして其原因は往往解氷に基く場合あるも通知書に何等記入なき爲め取調上不便尠からざるに付自今鮮魚類にして氷入のものは發驛に於て通知書記事欄に「氷入」と記入すべし

貨物通知書受授手續

明治四十二年二月六日 改 四十三年六月
達 第七六號 正 達第四七三號

貨物通知書受授手續左の通改正し本年三月一日より實施す

追て明治三十二年五月鐵運乙第一〇九六號達は本達實施と共に消滅の義と心得べし

貨物通知書受授手續

- 一、貨物通知書は貨物と同時若くは其前に到着せしむべきものとす
- 二、緩急車及代用車積貨物に對する通知書は驛(貨物取扱所、荷扱所、荷客扱所、店を含む

氷入鮮魚其他に關する件

以下同じ)責任者と列車乗務員責任者相互間に於て現品と照合し受授を爲し當該貨物通知書貨車所屬番號欄には列車乗務員に於て積載貨車記號番號を明瞭に記入すべし但各港と船舶相互間に於ても別段の規程なき限り本項に準じ取扱ふべし

三、一車積貨物に對する通知書は發送の際別紙雛形封筒に入れ封緘の上所要の點を明瞭に記入し驛責任者と列車乗務責任者相互間に於て受授簿を用ひ正確に受授をなすべし

四、關係各員は貨物通知書用封筒裏面注意の要項を熟讀勵行すべし
(封筒雛形省略)

貨物通知書品名記載方の件

明治四十四年三月二十三日
達 第一九二號

本年四月一日以降貨物通知書品名記載方左の通一定す

一、肥料 (貸切扱)
相當名稱(干練、糠類等の如き)を記載し且肥料と附記すべし
二種以上混載の場合は列記し斤量も相當分割記入するを要す

一、大豆、麥 (貸切扱)

相當名稱(大麥又は麥)を記載し穀物と附記すべし二種混載の場合は前項に同じ

一、煙草 (貸切扱)
左の通り區別し記載すべし

葉煙草
刻、卷煙草

二種混載の場合は前項に同じ

一、繭(各級)

左の通り區別し記載すべし

繭(生、乾)

繭屑、繭殻

二種混載の場合は前項に同じ

噸扱貨物端數貨物通知書に記入省略の件

明治四十三年四月九日
公報注意

貨物通知書に關する件

噸を以て扱ふ貨物にして斤未滿の端數は一計算毎に貨物通知書に記入方省略すべし

級外品第一種生獸及第二危險品積載制限の件

明治四十二年八月九日
達第六九八號

級外品第一種生獸及第二種危險品積載制限を左の通相定め八月十五日より實施す
追て三十四年三月鐵運乙第二六六號及本達に牴觸する従前の諸達は本達實施の日より消滅
の義と心得べし

- 一 級外品第一種生獸は他の貨物と一車中に混載することを得ず
- 一 級外品第二種危險品は左の事項を具備する場合の外他の貨物と一車中に混載することを
得ず

- イ 混載貨物が容易に燃焼の誘引となるべき虞なきものなるとき
- ロ 危險品及混載貨物の重量を合して貨車票記重量噸數の三分二を超過せざるとき

無蓋貨車使用覆布重量に關する件

明治四十二年八月十二日
公報注意

無蓋貨車搭載貨物に覆布を使用せる場合は覆布を貨車の一部と見做し搭載貨物の重量に加

算せず取扱ふべし

人糞其他汚穢なる肥料運送手續

明治四十二年十月八日
日達第八四四號
改 大正元年九月
正 達第一一七號

第一條 人糞其他汚穢なる肥料の運送は所管管理局又は出張所に於て承認せる場合に限り
取扱ふものとす

管理局又は出張所に於ては別に定むる様式に依り請書を徴し承認の上本院營業課宛に報
告すべし

第二條 本貨物の運送は發著驛の設備及輸送列車の都合等是が運送に適し且運送期間は三
箇月以上にして平均一車一日の收入參圓以上に達せざれば運送の要求に應ぜざるものと
す

第三條 本貨物は貸切扱とし有蓋貨車に積載し貨物列車に限り連結すべし

第四條 容器は外部清潔構造堅固にして毫も臭氣漏出の虞なく管理局又は出張所に於て豫
め承認を與へたるものゝ外使用せしむべからず

第五條 貨車は専用とし往路肥料を復路該空器の返送を運搬するものとし「何何驛間肥料

汚穢なる肥料運送手續

専用車」と記載したる木札を附し他貨物運送の用に供すべからず

第六條 賃金は、大貨物等級及運賃表肥料に依り往路運賃を十割増とし復路空器の返送は無賃とす

第七條 荷送人又は荷受人の都合により當日發送せざるとき又は著驛に於て荷卸遅延せしめたるときは規定の貨車留置料及保管料を徴收すべし

第八條 前條の貨車留置料及其他料金の保證として荷送人又は荷受人若くは荷送人及荷受人より相當の擔保を提供せしむべし

第九條 發著驛に於ては普通貨物と積卸場所を區別し殊に旅客乗降場と隔離したる場所に於て時間を定めて取扱を爲すべし

第十條 積卸の際容器破損等のため貨車、停車場構内又は他の貨物を汚損したるときは係員の指圖に依り清掃を爲すは勿論之に因て生ずる一切の損害に對しては荷送人又は荷受人をして其責に任せしむるものとす

第十一條 貨物取卸後は荷受人をして清水にて洗滌したる後更に石灰水を以て汚點臭氣を留めざる様貨車の内外を充分清潔に掃除せしむべし

附則

第十二條 三十五年五月鐵二調甲第一〇二號及是に關する從來の慣例は自今之を廢止す

第十三條 現に契約中に係るものは期間滿了に至るまで其效力を有するものとす

(様式)

請書

人糞(又は何何肥料)運送の義御承認相成候に付ては左記各項堅く遵守可仕候

一、發送驛——到着驛——運送期間——一日發送車數——

二、發著驛に於ては御指定の場所及時間内に於て積卸を爲し取卸後直ちに引取を爲すは勿論若し取卸引取に關し特に費用を要するときは荷受人に於て其費用全部を支辨する事

三、容器は外部清潔且堅固にして毫も臭氣漏出の虞なき様御指圖に依り製作し承認を経たるもの限り使用する事

四、積卸に際し容器破損等のため貨車及停車場構内又は他の貨物を汚穢ならしめたと

汚穢なる肥料運送手續

きは荷送人又は荷受人に於て速かに清掃を爲すは勿論之に因て起る一切の損害は荷送人又は荷受人に於て全部負擔する事

五、貨車は御指定の専用車を使用する事

六、貨物取扱後は荷受人に於て一旦清水にて洗滌したる後更に石灰水を以て汚點臭氣の存せざる様貨車の内外を充分に清潔に掃除すること

七、第一項の約束車数を發送せざるとき又は荷卸を遅延せしめたるときは御規定の貨車留置料及保管料を納入すべく萬一延滞せしめたるときは別に提供の擔保より控除し尙不足するときは追納する事

八、本貨物の運送に對し與へられたる御承認は貴院の御都合に依り何時御取消相成候とも異議申立ざる事

年 月 日

荷 送 人

荷 受 人

管理局長又は出張所長宛

長大木材檢量規程

明治四十二年十一月十日
達 第 九 二 八 號

秤量器を以て檢量し得ざる長大木材檢量規程左の通り相定め來る十二月一日より實施す

長大木材檢量規程

第一條 才積に一立方尺の重量を乗じ全重量を算出すべし

第二條 才積を測るには曲尺を用ふべし

但一立方尺未滿は一立方尺に切上ぐ

第三條 才積の計算方は左記各號に依るべし

一、丸材は元口末口共各別に徑を自乗し圓積率〇、七八五四を乗じ之を合算し二分したるものに長さを乗ずべし

二、丸材にして切口の徑を測り難きものは圓周率三、一四一六を以て圓周を除し得たる數を徑とし前號により計算すべし

三、角材は元口末口共同一なるときは單に幅、厚、長を相乗すべし又各異なるときは兩口各別に幅、厚を相乗じ之を合算し二分したるものに長さを乗ずべし

長大木材檢量規程

第四條 木材一立方尺の重量は左の標準に依り計算すべし

杉	十四斤	松	貳拾六斤
樅	貳拾斤	榲	參拾九斤
檜	貳拾參斤	桐	拾四斤
山毛櫸	參拾四斤	栗	貳拾九斤
檜	拾九斤	榎	拾五斤
柏	參拾七斤	榎	四拾壹斤
樺	貳拾四斤	楡	參拾五斤
榿	四拾五斤	楡	參拾參斤
榿	四拾斤	蝦夷松	參拾斤
榿	參拾五斤	白揚樹	四拾斤

第五條 産地の相異、乾燥の程度、皮の有無等により前條所定の重量と著しき相違ありと認めたるときは現品に應じ相當の酌量を爲すべし

第六條 第四條所定以外の木材は一立方尺の重量を實驗すべし

第七條 本達により重量を算出したるときは貨物通知書記事欄に「才積檢量」と記入すべし

附則

第八條 従前の諸達にして本達と重複又は抵觸するものは本達實施の日より廢止す

誤著大小貨物送付書及積殘大小貨物送付書使用手續

明治四十二年十一月十日
達第九三〇號

誤著大小貨物送付書及積殘大小貨物送付書使用手續左の通相定め來る十二月一日より實施す

誤著大小貨物送付書及積殘大小貨物送付書使用手續

第一條 大小貨物にして通知書(切符)面正當著驛へ到着せず他驛へ到着し到着驛より正當著驛に回送を要する場合は戊第二號誤著大小貨物送付書を發行し現品と共に乗務係員に引渡をなすべし

第二條 大小貨物通知書(切符)發送後該通知書(切符)面記載大小貨物の一部を積殘し追送を要する場合は戊第三號積殘大小貨物送付書を發行し現品と共に乗務係員に引渡をなす

誤著及積殘大小貨物送付書使用手續

べし

第三條 誤著大小貨物送付書及積殘大小貨物送付書は該貨物に對する通知書と見做し通知書受授等に關する規定を準用すべし

附則

第四條 從前の諸達にして本達と重複又は抵觸するものは本達實施の日より廢止す

貨物中繼簿使用手續

明治四十二年十一月十日
達第九三一號

貨第四號貨物中繼簿使用手續左の通り相定め來る十二月一日より實施す

貨物中繼簿使用手續

第一條 本簿は左の場合に使用すべし

- 一、貨物の積換をなしたるとき
- 二、貨物の積換をなさざるも引繼を受けたるとき
- 三、積合貨車中自驛著の貨物を取卸し次驛行貨物を發送するとき
- 四、誤著又は通知書なき貨物を發送するとき

第二條 係員は通知書と現品と對照の上年月日、列車番號、貨車番號、通知書番號、發著驛名、品名、個數、斤量等を相當欄に明確に記入すべし

第三條 貨物に過不足其他異狀ありたるときは記事欄内に記入すべし

第四條 誤著又は通知書なき貨物ありたるときは現品により第二條に準じ記入すべし

第五條 係員に於て記帳を了りたるときは記事欄に認印すべし

附則

第六條 從前の諸達にして本達と重複又は抵觸するものは本達實施の日より廢止す

貨第五號緩急車積貨物受授簿使用手續

明治四十一年一月十日
達第九三二號

貨第五號緩急車積(代用車積を含む)貨物受授簿使用手續左の通り相定め來る十二月一日より實施す

緩急車積貨物受授簿使用手續

第一條 本簿は左の場合に使用すべし

貨物係員と乗務係員相互間に於て貨物の受授をなすとき

貨物中繼簿使用其他に關する件